

豊岡市障害者計画の取組状況について 令和2年3月（2020.3）

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の取組方針
(1)「自己実現できる」まちづくり				
	①教育の充実			
	学校施設、設備の改善 （教育総務課）	弘道小学校 通路の一部の段差解消 中筋小学校 トイレスロープ設置	ほとんどの学校がバリアフリー法施行前に建築された古い施設であり、バリアフリー化を考慮していないため、改修が困難である。	特別支援学級の設置等に伴い、障害に応じた改修を行う。
	学校教育等の充実 （こども育成課）	(1) 保育所・認定こども園 公立保育所・認定こども園の2号・3号認定は、軽度障害児3人に1人、中度以上障害児2人に1人の基準で保育士を加配 2020年1月1日現在の状況として、軽度障害児9人に対し、3人を加配した。（重中度障害児は該当なし） (2) 幼稚園 公立幼稚園2園に特別教育支援員4人・看護師1人を配置した。	増加する保育ニーズに対応するための保育士不足が問題となっている中で、障害児への対応のため通常保育の基準配置に加えてさらに追加配置する保育士や特別教育支援員の確保が大きな課題となっている。	(1) 保育所・認定こども園 公立保育所及び認定こども園は、軽度障害児3人に1人、中度以上障害児2人に1人の基準で保育士を加配する。 私立保育所及び認定こども園は、公立園の加配基準に準じ補助金を交付する。 (2) 幼稚園 公立幼稚園への特別教育支援員の配置を引き続き行う。
	学校教育等の充実 （こども教育課）	・各校における、特別支援教育コーディネーターの複数配置を昨年度から継続的に行った。 ・特別支援教育支援員の配置と支援の充実を行った。 市内幼稚園、小、中学校 24校園、48名配置 ・学校生活支援教員（通級担当者）の配置と通級指導を実施した。 7名の配置（H30年度より1名増）市内131名（H30年度より13名増）の通級指導を実施した。	特別な支援を要す園児・児童・生徒が増加するとともに、対象園児・児童・生徒の実態、支援等は、多様化・複雑化している。そのため、さらなる人的配置が望まれる。また、全ての教職員の専門性の向上が必要である。	・特別支援教育コーディネーターの複数配置の推進と特別支援教育の充実。 ・特別支援教育支援員の配置と支援の充実。 ・学校生活支援教員（通級指導担当者）の配置と通級指導を実施する。
	サポートファイルの活用 （こども教育課）	・関係課と連携し、新規作成者の在籍校へサポートファイルの引渡しを行った。小学校20校 中学校7校 高等学校等10校 ・関係機関と連携し、作成児童在籍の小学校と、対象児童の実態や支援の方法を引き継いだ。小学校12校 ・関係課と連携し、サポートファイルの活用や作成について、特別支援教育コーディネーター等を対象に、説明会を実施した。（1月9日参加18名）	サポートファイルの認知や活用について、学校間や教職員間で認識に差がある。 サポートファイルについて、保護者への啓発が十分であるとはいえない。	・関係課と連携し、サポートファイル新規作成者の在籍校への、サポートファイルの引渡しをする。 ・関係課と連携し、サポートファイルの活用や作成についての説明会を開催する。 ・関係機関と連携し、サポートファイル作成児在籍の小学校との引き継ぎを実施する。
	サポートファイルの活用 （こども育成課）	サポートファイル作成・記入にかかる説明会を2020年1月9日に実施。	園・学校で作成したサポートファイルの次ステージへの確実な引継ぎと情報共有。	継続予定
	サポートファイルの活用 （社会福祉課）	①サポートファイルの管理依頼を行った。 ・新規作成者 62名 ・進学に伴う引継ぎ者 44名（内訳：小学校から中学校へ25名、中学校から高等学校へ19名） ・現在利用者 406名（2020年1月末現在） ②発達障害児等支援連絡会議の開催（2019年8月30日開催） ・サポートファイルに関する取組み、発達障害に関するニーズへの対応について協議を行った。 ・高等学校卒業後のファイルの活用について報告を行った。 ・発達障害児等の支援について関係機関での現状や課題について情報共有を行った。	・昨年度末にサポートファイル所持者が初めて高等学校を卒業し、ファイルを保護者に返却した。卒業後のサポートファイルの活用状況や課題の把握を行う必要がある。 ・学校や保護者へサポートファイルの作成について周知は進んだが、ファイルの活用について引き続き周知が必要である。	・サポートファイルの作成及び管理依頼 ・「発達障害児等支援連絡会議」の開催 ・高等学校、高校卒業後のサポートファイルの活用状況や課題の把握を行う。 ・次年度サポートファイル作成申込受付

施策名 （所管課及び関係団体）			令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の実施方針
			③2019 年度サポートファイル新規作成申込受付 ・作成申込者 66 名（2020 年 1 月末現在）		
		教職員の資質の向上と校内支援体制の充実（こども教育課）	・特別支援教育コーディネーター研修会の実施（7 月 19 日 参加者 57 名）（1 月 20 日 参加者 87 名） ・特別支援教育支援員の研修会の実施（7 月 19 日 参加者 44 名）（12 月 25 日 参加者 48 名） ・特別支援学級担任・学校生活支援教員の研修会の実施（8 月 1 日 参加者 59 名） ・選択制研修（特別支援教育）小中学校希望者（8 月 26 日 参加者 86 名） ・学校生活支援教員担当者研修会の実施 月 1 回実施 ・豊岡市教育相談会の実施 7 回実施(夏季休業中) 参加者 23 名	学校において、特別な支援を要する児童・生徒への認知が深まり、対象としてあげられる児童・生徒が増加している。そのため、すべての教職員のさらなる専門性の向上が必要である。継続的に、教職員の実態やニーズに合った研修を実施していく。	・特別支援教育コーディネーター研修会を実施する。 ・特別支援教育支援員の研修会を実施する。 ・特別支援学級担任研修会を実施する。 ・特別支援教育研修会を実施する。 ・学校生活支援教員担当者研修会を実施する。 ・豊岡市教育相談会を実施する。
		児童、生徒間の交流拡大（こども教育課）	・県立特別支援学校との交流及び要請による居住地交流を実施した。 ・各校において、特別支援学級と通常学級との交流を行った。 ・市内特別支援学級児童生徒の交流会を実施した。	交流のねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり年間指導計画を作成したりするなど、計画的、組織的、継続的に推進していくことが必要である。 県立特別支援学校との交流については、学校の所在地との距離や授業時間数などの関係で、十分に組み合わせていない実態もある。	・取組のねらいを明確にした交流及び共同学習を実施する。 ・市内特別支援学級児童生徒同士の交流を実施する。 ・県立特別支援学校との交流を推進する。
		児童、生徒間の交流拡大（こども育成課）	八条認定こども園 3・4 歳児 76 名と豊岡聴覚特別支援学校幼稚部の 3，5 歳児各 1 名が、（4、8、2 月を除く）年間 9 回程度、遊び等を通して交流した。 八条認定こども園園児は交流事業を通して、手話に興味を持ったり、相手の立場を考えた態度や行動を経験したりするなど、良い機会となっている。 豊岡聴覚特別支援学校幼稚部は、集団ならではの遊びや活動などができる機会と位置付けておられるようである。	特になし	各校園の子どもたちに互恵的な取組となっており、引き続き、継続予定としている。
		児童、生徒間の交流拡大（社会福祉課）	2020 年 1 月現在 保育所等訪問支援支給決定者 182 名	特になし	引き続き、保育所等を利用中の障害児が障害児以外の児童との集団生活へ適応するため、保育所等に置いて専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供する。
		放課後等の支援の充実（社会福祉課）	・2020 年 1 月末現在 放課後等デイサービス支給決定者 218 名 日中一時支援支給決定者 33 名	・長期休暇中にサービスの利用が集中する。 ・事業所が旧豊岡市内に集中しており、それ以外の地域にとって、不便な状態となっている。	・引き続き関係機関と連携し、相談支援体制を充実し、障害児への適切なサービス提供を行う。 ・相談支援事業所と連携し、個々の特性や生活状況に応じた支援について調整する。
		放課後等の支援の充実（こども育成課）	放課後児童クラブでの障害児の受入れ状況 ・人数…25 人（申告による数値） ・クラブ数…18 クラブ	放課後児童クラブは、専用の施設を持たず幼稚園や小学校の空きスペースを利用して運営しているところがほとんどであるため、障害のある児童の特性に対応する環境が十分整っていない（クールダウンする部屋等）。また、職員体制も、恒常的に職員が不足しており、対応できるスキルや知識等を持つ者も少なく、必要な人材を各クラブに配置できる体制にない。	児童クラブは、放課後等に異年齢で集団生活をする場所であるため、児童を受け入れるにあたり、児童の特性や障害の程度、これまで在園していた保育所や幼稚園での生活、職員の児童への関わり方など、児童の状況を把握する。 日常生活を営むことに支障のない児童については、保護者との面接で児童の日常の生活状況等を聞き取り、必要に応じて補助員を配置するなどして、障害児の受け入れに努める。
		通学、通園支援の実施（社会福祉課）	・今年度は 1 月末時点で具体的な事例なし。	・サービスの利用者だけでなく、地域資源を活用したり、学校や地域の協力を活用できる体制が必要。 ・医療的ケア児者の通学、通園については、多くを保護者に依存せざるをえない状況となっている。	障害のある保護者、または保護者の出産、病気など、やむを得ない理由がある場合、移動支援等のサービス利用など、個別の事情に応じたサービスの提供を行う。医療的ケア児への支援については「豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議」にて、総合的に検討を行う。

施策名 （所管課及び関係団体）			令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針
		北但広域療育センターにおける相談、支援体制の充実 （社会福祉課）	相談支援事業所びあほくたんから、アンケートやヒアリングを行い現状の業務や意見・要望の把握を行った。 1市2町の課長会を開催し、運営に係る協議を行った。	サービス等利用計画を作成する相談支援専門員や相談対応をする相談員の増加を図り、相談支援体制を充実することが必要である。	引き続き同じ取り組みを行うが、サービス利用希望者の増加に対応できるよう、特に相談業務にかかる適正な人員配置と支援体制の充実に努める必要がある。
		②雇用・就労の促進			
		障害のある人の就労支援施設などの支援 《拡充》 （社会福祉課）	・障害者自立支援協議会しごと部会と連携し、就労準備性を高める支援として、就労ガイダンスを実施した。 1月29日：ロマンハウス 当事者8名、職員1名、相談員3名 2月13日：らいふステーション当事者9名、職員3名、相談員6名 ・2019年度障害者施設等からの物品等の優先調達方針を策定した。 物品（食品類、木製品等）600,000円、役務（除草、清掃作業等）3,010,000円 ・市役所本庁舎において、月に10日程度授産製品の販売を行っている。 ・地域活動支援センター9箇所に補助金を交付。	障害者自立支援協議会しごと部会において、就労ガイダンスの実施結果を分析した後に課題を整理する。	・障害者自立支援協議会しごと部会にて、就労ガイダンスの実施結果を分析し、就労ガイダンスの見直し、さらにステップアップのための就労ガイダンスを開催する。 ・市の施策として、短時間雇用創出事業に取り組み、短時間かつ有用な職務を企業内に生み出すことをバックアップする仕組みや、そのようにして生み出された特定の仕事に対して、障害により働くことが難しかった人々を接続する仕組みを作り、障害のある人が自分に合った仕事に就き、社会で活躍できるよう仕事と障害者のマッチングを支援する。（資料4参照） ・短時間雇用創出事業をはじめ、多様な働き方について、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、自立支援協議会しごと部会と連携しながら、支援策を展開する。 ・地域活動支援センターの安定的な運営を支援するため、補助金の交付を継続する。 ・障害者就労施設等からの物品等の優先調達を継続する。
		雇用・就労準備の支援 （社会福祉課）	就労ガイダンス 上記と同様	上記と同様	障害者自立支援協議会しごと部会、短時間雇用創出事業 上記と同様
		雇用・就労機会の拡充 （社会福祉課）	・就労ガイダンス 上記と同様 ・7月22日、12月25日の但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就労支援ネットワーク会議に参加し、各市町の就労状況や自立支援協議会の取り組み状況について情報共有した。 ・市の施策として、障害者の多様な働き方を推進するため、短時間雇用創出について調査・検討を行った。	・障害者自立支援協議会しごと部会において、就労ガイダンスの実施結果を分析した後に課題を整理する。	・就労ガイダンスの実施結果を分析し、就労ガイダンスの見直し、さらにステップアップのための就労ガイダンスを開催する。 ・市の施策として、短時間雇用創出事業に取り組み、短時間かつ有用な職務を企業内に生み出すことをバックアップする仕組みや、そのようにして生み出された特定の仕事に対して、障害により働くことが難しかった人々を接続する仕組みを作り、障害のある人が自分に合った仕事に就き、社会で活躍できるよう仕事と障害者のマッチングを支援する。 ・短時間雇用創出事業をはじめとした、多様な働き方について、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者自立支援協議会と連携しながら、支援策を展開する。
		雇用・就労機会の拡充 （人事課）	2019（令和元）年6月の豊岡市役所の障害者雇用率は、市長事務部局が2.5%、教育委員会部局が2.71%で法定雇用率2.5%を達成している。	・2021（令和3）年4月までに法定雇用率が0.1%引き上げられ2.6%となる。 ・豊岡市役所の障害者雇用率は、現在は達成できているが、雇用率引き上げに向けて、更なる雇用拡大を進める必要がある。 ・障害の区分に関わらず雇用を促進したいが、精神障害者の雇用定着が難しく、この定着が課題である。	・法定雇用率の引き上げに備え、さらなる雇用促進を図りたい。

施策名 （所管課及び関係団体）			令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針
		事業主や職場の理解 （社会福祉課）	障害者自立支援協議会しごと部会において、障害者雇用に取り組む企業にインタビューを行い、市広報紙4月号（3月25日発刊）に取り組みを掲載する。	効果的に情報を伝えるためには、伝え方を検討していく必要がある。	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者自立支援協議会しごと部会と連携し、各々の支援機関が単発的に情報発信するのではなく、就労支援に関するこれまでの取り組みや、これから取り組んでいくこと、就労支援施策等を一体的に情報発信するとともに、障害者と企業の接点をつくる取り組みを行う。
		各種関係機関の連携、ネットワークづくり （社会福祉課）	・7月22日、12月25日の但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就労支援ネットワーク会議に参加し、各市町の就労状況や自立支援協議会の取り組み状況について情報共有した。 ・障害者自立支援協議会しごと部会において、障害者の雇用・就労に対する取り組みについて協議を行った。	各支援機関が、障害者の雇用・就労における目指すべき方向性や支援のあり方について、共通認識のもと支援していく必要がある。	・但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就労支援ネットワーク会議に参加し、各市町の就労状況や障害者自立支援協議会の取り組み状況について情報共有する。 ・障害者自立支援協議会しごと部会にて、障害者の雇用・就労について、障害福祉計画とリンクさせながら、目指すべき方向性や支援のあり方について検討する。
		職場の定着のための支援の充実 （社会福祉課）	7月22日、12月25日の但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就労支援ネットワーク会議に参加し、各市町の就労状況や自立支援協議会の取り組み状況について情報共有した。	就労定着支援の指定を受けている事業所は市内に1ヵ所のみであり、就労系障害福祉サービス事業所が就労定着支援を十分活用できていない。	但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議と連携し、就労定着支援のモデルを確立し、就労系障害福祉サービス事業所へ活用を促していく。
		I Tの活用支援 （社会福祉課）	取り組めていない。	取り組めていないため、ニーズや課題が抽出できていない。	ソーシャルスキルを高めていくという視点から、パソコンやスマートフォンの活用方法に関する講習会等のニーズについて、障害福祉サービス事業所に確認し実施を検討する。
		③社会参加・生きがいづくり			
		地域活動支援センターなどの支援 （社会福祉課）	市ホームページで常時、地域活動支援センターを掲載し啓発。 関係機関の窓口には地域活動支援センター紹介パンフレットを置き、相談者に配布している。3月に掲載内容の更新を予定している。 健康福祉事務所の支援で、利用者のミーティングにピアサポーター派遣を受けたセンターがあり、当事者ミーティングが活性化された。	利用者が少ない事業所もあり、実施要綱の規定の「概ね10人以上」に満たない事業所がある。 自力通所を基本としているため、障害特性で公共交通機関を利用しにくいなど、通所に課題もある。 センターでの活動が、内職作業中心のセンターがあり、更なる自立や社会参加の機会となるよう活動内容の充実が必要である。	引き続き、健康福祉事務所とも連携しながら、地域活動支援センターのプログラム充実を図っていく。
		移動、交通手段の充実 《拡充》 （都市整備課）	①鉄道交通対策支援 市内基幹交通である鉄道（JR、北近畿タンゴ鉄道）の運営支援等 北近畿タンゴ鉄道沿線施設の利便性向上に向けた「MaaSアプリ」開発への支援 ②バス交通対策支援 通勤通院等、市民の身近な交通機関である路線バス等（コバス・イナカー・チクタク）への運営支援 ③但馬空港利用促進 大阪、東京等ビジネス拠点となる都市部への速達性の高い交通機関として運営支援 ④産官学連携による公共交通空白地対策 近畿大学＋大阪大学と連携し、デマンド予約・乗降カウントシステムの実証実験 ⑤公共交通の再編 地域特性を活用した新交通モードの推進（対象路線：竹野海岸線）	多くの地方自治体共通課題でもあるが、域内人口減少、車社会の影響により利用者数の減少が著しく、経営悪化に伴う路線の休廃止等、運行持続性に不安がある。 また、近年運転士等労働力不足が深刻化している状況にあり、特にバス交通は、高齢者や児童、障害のある人にとって最も身近な公共交通機関であり大きな課題である。	①鉄道交通対策支援 市内基幹交通である鉄道（JR、北近畿タンゴ鉄道）の運営支援等 北近畿タンゴ鉄道沿線施設の利便性向上に向けた「MaaSアプリ」の開発運用支援 ②バス交通対策支援 通勤通院等、市民の身近な交通機関である路線バス等（コバス・イナカー・チクタク）への運営支援 ③但馬空港利用促進 大阪、東京等ビジネス拠点となる都市部への速達性の高い交通機関として運営支援 将来の但馬空港のあり方に関する検討（兵庫県が事務局） ④公共交通の再編 地域特性を活用した新交通モードの開始、実証調査（対象路線：竹野海岸線）

施策名 (所管課及び関係団体)		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針																				
	移動、交通手段の充実 《拡充》 (高年介護課)	・外出支援サービス助成事業において、公共交通機関の利用が困難な高齢者や人工透析患者等の在宅生活を継続するため、福祉車両により自宅と医療機関等との間を利用された運賃の一部を助成した。 (2019 年 12 月末現在 外出支援サービス登録者数：964 人) (2019 年 12 月末現在) <table><tr><td></td><td>人工透析患者</td><td>重度者</td><td>中軽度者</td><td>合 計</td></tr><tr><td>延利用者数(人)</td><td>343</td><td>2,545</td><td>703</td><td>3,591</td></tr><tr><td>延利用回数(回)</td><td>4,326</td><td>7,005</td><td>2,032</td><td>13,363</td></tr><tr><td>助成額(円)</td><td>13,385,600</td><td>16,367,780</td><td>3,919,370</td><td>33,672,750</td></tr></table> ・外出支援サービス助成事業登録福祉有償運送事業者の確保に努め、2事業者（すまいる介護タクシー・介護タクシーひろちゃん）の新規登録があった。(2019 年 12 月末現在 外出支援サービス助成事業登録福祉有償運送事業者数：21 事業者) ・市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックに、「外出支援サービス助成事業」についての項目を掲載し、周知・啓発を行った。		人工透析患者	重度者	中軽度者	合 計	延利用者数(人)	343	2,545	703	3,591	延利用回数(回)	4,326	7,005	2,032	13,363	助成額(円)	13,385,600	16,367,780	3,919,370	33,672,750	外出支援サービス助成事業登録福祉有償運送事業者の確保が必要である。	・人工透析患者・重度要介護者等の移動制約者が在宅生活を継続するため、本事業は大きな役割を果たしており、来年度も引き続き、事業を継続実施する。 ・外出支援サービス助成事業登録福祉有償運送事業者の新規確保に努める。
		人工透析患者	重度者	中軽度者	合 計																			
	延利用者数(人)	343	2,545	703	3,591																			
	延利用回数(回)	4,326	7,005	2,032	13,363																			
助成額(円)	13,385,600	16,367,780	3,919,370	33,672,750																				
	移動、交通手段の充実 《拡充》 (社会福祉課)	福祉タクシー・バス共通利用券の配布 対 象 者：身体障害者1・2級、精神障害者1級、知的障害者A判定 交付枚数：4枚/月（無料送迎のない透析患者については13枚/月） 交付者数：177名（1月現在） 交付冊数：183枚（1月現在）	特になし	引き続き、手帳交付時の案内等の周知を行い制度利用を促進することで、重度障害者が社会参加する機会を増やすよう努める。																				
	コミュニケーション手段の確保 (社会福祉課)	・手話通訳者設置事業 通訳者1名を設置。 ・手話奉仕員養成講座（基礎課程） 5月26日～10月26日までの土曜日に、全15回・29講座を実施 ・豊岡市登録手話通訳者研修会 7月～11月に毎月1回・全5回実施 ・豊岡市障害者ボランティア養成講座 ノートテイクや、パソコンを使用した要約筆記の技術を学ぶ「要約筆記ボランティア養成講座」を11月9日～12月7日の毎週土曜日に全4回実施	・奉仕員養成講座について、長く活動を続けていただけるよう若年層の受講生を増やす必要がある。	・手話通訳者設置事業 通訳者1名を設置。 ・手話奉仕員養成講座（導入課程） 5月下旬に実施予定。 ・手話奉仕員養成講座（入門課程） 6月上旬から翌年3月にかけて実施予定。 ・フリーペーパー等に手話奉仕員養成講座の募集案内を掲載するなど、受講生を広く募集する。 ・豊岡市登録手話通訳者研修会 7月～11月に毎月1回・全5回実施予定。 ・豊岡市障害者ボランティア養成講座 社会福祉協議会等と連携し、秋以降にボランティア養成を目指す講座を実施予定。																				
	地域活動への参加促進 (社会福祉課)	〔スポーツ大会〕 ○豊岡市身体障害者スポーツ大会 ・10月14日(月)に総合体育館にて開催（選手58名、スタッフ15名が参加）。 ○豊岡市身体障害者スポーツ大会（視覚障害者ボーリング大会） ・10月18日(金)に豊岡アーバンボウルにて開催（選手8名、ボランティア7名が参加）。 ○豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会 ・オリンピック・パラリンピック経済界等協議会と連携し、10月26日(土)に豊岡総合スポーツセンター陸上競技場にて開催（選	・豊岡市身体障害者スポーツ大会では、高齢化により参加者が年々減少してきている。	〔スポーツ大会〕 ・豊岡市身体障害者スポーツ大会： 10月11日(日)に総合体育館にて開催予定。 ・視覚障害者ボーリング大会： 10月16日(金)に豊岡アーバンボウルにて開催予定。 ・豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会練習（北但・南但）： 9月～10月に各1回ずつ開催予定。 ・豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会： 10月24日(土)に豊岡総合スポーツセンター陸上競技場にて開催予定。																				

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針
		手 82 名、スタッフ・ボランティア 50 名が参加)。 ・大会に向けた練習会を、9 月 14 日(土)に北但会場、9 月 21 日(土)に南但会場にて開催（選手計 55 名、職員計 26 名が参加）。 〔居場所づくり事業〕 社会参加のきっかけ、仲間づくり、地域住民とのふれあい・理解を目的に、各会場 4 回程度開催予定。 ・豊岡北地域：ふらっとサロン（対象地域：北中校区） ・豊岡南地域：サロンきらら（対象地域：南中校区） ・城崎地域：あいあいカフェ（対象地域：城崎地域） ・竹野地域：ほっこりサークル（対象地域：竹野地域） ・日高地域：だぶるぴーす（対象地域：日高地域） ・出石地域：ほっとサロン（対象地域：出石地域） ・但東地域：♥（はーと）すまいる（対象地域：但東地域）		〔居場所づくり事業〕 社会参加のきっかけ、仲間づくり、地域住民とのふれあい・理解を目的に、各会場 4 回程度開催予定。 ・豊岡北地域：ふらっとサロン（対象地域：北中校区） ・豊岡南地域：サロンきらら（対象地域：南中校区） ・城崎地域：あいあいカフェ（対象地域：城崎地域） ・竹野地域：ほっこりサークル（対象地域：竹野地域） ・日高地域：だぶるぴーす（対象地域：日高地域） ・出石地域：ほっとサロン（対象地域：出石地域） ・但東地域：♥（はーと）すまいる（対象地域：但東地域）
	地域活動への参加促進 （生涯学習課）	「豊岡市くすの木学校」 身体・知的障害のある 15 歳以上の市民を対象として開校。 11 回(合計 37 時間)の活動を行った。 活動内容は、制作、バス遠足、調理実習、公共交通機関を使つての社会見学、避難訓練等。 「豊岡市青い鳥学級」 視覚障害のある市民を対象として開級。 7 回(合計 25 時間 30 分)の活動を行った。 活動内容は、豊岡市出前講座、社会見学、落語鑑賞、紙芝居鑑賞、そば打ち体験等。	学級生の高年齢化および固定化。 参加者拡大のための効果的な周知方法。	「豊岡市くすの木学校」、「豊岡市青い鳥学級」共に今年度と同様に開設する。 1 人では行けない場所に行く、体験するといった活動を計画すると共に、公共交通機関を使った移動などの生活に直結するような学習機会も設ける。
	障害者団体の活動の活性化 （社会福祉課）	障害のある人が生きがいのある生活を送るために、障害者団体の自発的な活動とその活性化の一助として、関係団体に補助金、負担金を交付した。 ・補助金交付 豊岡市身体障害者福祉協会 1,151 千円 ・負担金 但馬地区身体障害者協議会 50 千円	身体障害者団体については会員の減少と高齢化が課題となっている。	障害のある人が生きがいのある生活を送るために、障害者団体の自発的な活動とその活性化を促進するために関係団体に補助金、負担金を交付する。 新規事業等を行う際には、適宜、障害者団体の意見を聞く場の確保に努める。
	スポーツ、文化活動参加への促進 （社会福祉課）	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会参加 5 月 25 日(土)に豊岡選手団として参加（選手 17 名） ・豊岡市障害者スポーツ大会 5 ページ「地域活動への参加促進」と同様 ・がっせえアート展 9 月 29 日(日)から 10 月 6 日(日)まで豊岡稽古堂にて開催（共催） ・兵庫県障害者芸術・文化祭「美術工芸作品公募展」 公募展の開催について市ホームページで案内し、作品募集を呼びかけた。	特になし	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会に参加予定。 ・豊岡市障害者スポーツ大会 5 ページ「地域活動への参加促進」と同様 ・がっせえアート展を開催予定（共催）。
	スポーツ、文化活動参加への促進 （文化振興課）	2020 年 10 月 31 日～11 月 4 日 第 70 回記念豊岡市美術展 「特別支援学級児童生徒作品展」54 点(84 名分)展示（昨年度比 7 点減、3 名分増）	特になし	特別支援学級の児童生徒作品については、豊岡市美術展の会場入口付近に展示しており、大変好評をいただいている。今後も引き続き、積極的な出展を促していきたいと考えている。

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の実施方針
	スポーツ、文化活動参加への促進 （スポーツ振興課）	4月29日(日) 春のスポーツフェスティバル2019（ボッチャ体験会）※障害者の参加有 7月28日(日) くすの木学級へのニュースポーツ指導への派遣(豊岡市スポーツ推進委員2名) 10月26日(土) 障害者スポーツチャレンジ大会への派遣(豊岡市スポーツ推進委員2名) 12月1日(日) 兵庫県スポーツ推進委員会女性委員研修会 講義(パラスポーツの魅力、パラ水泳との出会い) 実技(卓球バレー) 3月15日(日) ボート体験教室(パラローイング日本代表ヘッドコーチ、パラリンピアン) 講義、ボート体験（予定）	・障害者スポーツ指導員の養成を行っているものの、現在は4名に留まっている。 ・障害者スポーツ指導員の活躍する場が少ない。 ・スポーツを通して、障害のある人同士や障害のない人との交流する機会が少ない。	引き続き、障害者団体へのスポーツ指導、スポーツ大会協力及び関連講習会への参加を推進していく。 市が所有しているボッチャ一式を有効活用し、市民へのボッチャの貸し出しのほか、ボッチャ体験会、ボッチャ大会の開催を検討する。 さらに、養成した障害者スポーツ指導員が活躍できるよう関係者と協議を進める。 市が実施しているスポーツフェスティバルの中で、障害者との交流の場を設けるなど、障害者が気軽に参加ができ、障害者でも楽しめるニュースポーツを検討していく。
(2)「人と人とが支え合う」まちづくり				
	①広報・啓発			
	計画に関する施策の広報活動 （秘書広報課）	○市広報紙 毎月25日発行 ○市公式ウェブサイト 月平均閲覧者数（トップページ）：約86,000件 ※2018年度のリニューアルで、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」のレベルAAに準拠。 ○防災行政無線 随時、情報発信 ○FMジャングルなどの報道機関 随時、情報発信	○市広報紙 ○市公式ウェブサイト ○市出前講座 ○防災行政無線 ○FMジャングルなどの報道機関 などによる広報	引き続き、障害や障害のある人に対する誤解や偏見をなくすための広報・啓発を図る必要がある。なお、多くの市民に伝わる情報発信を行うためには、障害福祉担当部局からの積極的なPR(情報提供)が不可欠である。
	計画に関する施策の広報活動 （社会福祉課）	下記の項目などを市ホームページ等に掲載している。 ・障害者に対する航空旅客運賃割引の適用範囲が拡大について ・障害者就労施設等が取り扱っている物品・役務の情報 ・豊岡市地域活動支援センターの紹介 ・2019年度以降における障害者施設等整備計画案件調査 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの交付について ・障害者福祉のしおりについて	・障害や障害のある方に対する市民意識の向上に向けての効果的な広報・啓発の方法を検討する必要がある。	引き続き、計画の内容や計画に関する取組みが広く市民に伝わるように、情報提供を行う。
	障害のある人の支援者への理解の促進 （社会福祉課）	・障害者自立支援協議会によるヘルパー研修会を開催 2019年7月12日（金）午後1時30分から3時 内容：「発達障害について」 参加者：ヘルパー事業所：15事業所 39名 2019年9月18日（水）午後1時30分から3時 内容：「知的障害の支援について」 参加者：ヘルパー事業所：13事業所 42名	研修会へ参加する参加事業所に偏りがあり、多くの方に参加いただけるよう周知方法、開催方法等を再考する必要がある。	障害者自立支援協議会とともに障害や障害のある人に対する理解を深める機会を検討する。

施策名 (所管課及び関係団体)		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の実施方針
	障害のある人の支援者への理解の促進 (社会福祉協議会)	・小中高等学校の福祉学習の支援において、障害の疑似体験、障害のある当事者の方との交流の内容ですすめている。児童・生徒に障害への理解を図り、障害の有無に関わらず、ともに地域の中で支え合うことの大切さを働きかけている。 ・障害者居場所づくり事業 11 ページ「障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進」に掲載 障害のある方とボランティア、地域住民との交流を図り、障害のある方への理解を広げる取組みをすすめた。	・障害への十分な理解が得られず、地域で暮らすことができない状況となることや、地域の集いの場（ふれあいいいきサロン等）についても、誰もが参加できる居場所として推進しているが、障害のある方の参加も呼びかけられている居場所は少ない状況にある。地域の中で障害について学びの機会をつくり、理解を広げ住民の受け止める力を高める働きかけを行う必要がある。また、地域の話し合いの場（見守り会議、福祉委員会等）において、専門職が関わり、障害のある方のサポートや地域の中での役割づくり等を話し合えるよう働きかけていくことが必要である。 ・引き続き障害への誤解や偏見を無くすための広報・啓発活動をすすめるとともに、その効果を振り返る必要がある。	・障害者居場所づくりの当事者やボランティアの参加の拡充を図る。 ・障害理解への学びの機会・話し合いの機会をつくることを行政区や地区に提案し、地域住民が障害理解を深め、同じ地域に住む障害のある方の困りごとを受け止められるよう働きかける。受け止めた困りごとは専門機関に繋いでもらい、地域住民と専門職の協働により支援をすすめる。地域のふれあいいいきサロン等に、障害のある方の参加を広げられるよう地域住民と協働する。 ・当事者、ボランティア、関係機関と連携・協働し、小中高等学校における福祉学習、地域住民や企業等の学びの機会をつくり、障害への理解を広げ、障害のある方が安心して暮らせる地域づくりをすすめる。
	広報・啓発活動の充実 (社会福祉課)	・障害者マークについて、2月号から4月号の3回にわたり広報で周知（全9マーク） ・「障害者福祉のしおり」に障害者マークを紹介するページを作成 ・12月3日～9日の障害者週間に、図書館で障害に関する本を集めたコーナーを設け、障害者差別解消法啓発パンフレットとティッシュを配布 ・12月7日の地域福祉フォーラムにて、障害者差別解消法啓発ティッシュを配布し、障害ごとの特性や必要な配慮に関する啓発ポスターを掲示 ・障害者マーク啓発ポスターを作成し、市役所各庁舎とコミュニティセンターに掲示	・今年度は出前講座の申込みがなかったため、差別解消法の啓発ティッシュやパンフレットを配布する際に、出前講座の案内も行う必要がある。	・出前講座の実施（随時） ・奉仕員養成講座の実施（内容未定） ・障害者週間に合わせ、市広報紙へ原稿を掲載 ・障害者マーク啓発ポスターの他施設への掲示を検討する。
	広報・啓発活動の充実 (生涯学習課)	人権啓発誌『かがやき』第28号（7月25日発行、全戸配布） ・障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）について掲載	特になし	未定
	地域における福祉教育、人権教育の推進 (社会福祉課)	〔手話奉仕員養成講座（基礎課程）〕 5月26日から10月26日までの土曜日に全15回・29講座を実施。希望者には、欠席分の講座の補講を実施。（3名に実施） 〔福祉教育〕 社会福祉協議会と協議し、小中学校に福祉教育で手話講座を実施していただくよう案内した。 〔奉仕員養成講座（要約筆記ボランティア養成講座）〕 兵庫県聴覚障害者協会に委託し、11月9日～12月7日の土曜日に、ノートテイクやパソコンを使用した要約筆記を学ぶ講座を実施。（全4回、4名受講）	上記「広報・啓発活動の充実」（社会福祉課）と同様	・出前講座の実施（随時） ・手話奉仕員養成講座 導入課程・入門課程の実施（5月下旬～翌年3月） ・福祉教育の案内の作成（福祉教育のメニュー一覧を作成し、小中学校に配布） ・奉仕員養成講座の実施（社会福祉協議会等と連携し、秋以降に実施予定）
	地域における福祉教育、人権教育の推進 (こども教育課)	第3次とよおか教育プラン2019年度実践計画に人権教育の充実にかかる取組を位置付け、今日的な人権課題（同和問題・いじめ・インターネットによる人権侵害・女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人等に対する人権課題）に対する児童生徒の理解の促進を図った。 各校において、年間指導計画を作成し、計画的に人権教育関係資料等を活用して、共生社会の実現を目指す教育を行った。	児童生徒の人権に係る児童生徒の理解促進を目指し、教職員のさらなる人権意識の高揚や指導力（効果的な資料の活用の仕方等）の向上が必要である。	次年度においても、第4次とよおか教育プラン2020実践計画に人権教育の充実に係る取組を位置付け、様々な人権課題に対する児童生徒の理解促進と共生社会の実現を目指す。 各校において、人権教育・福祉教育の年間指導計画を作成し、人権教育関係資料を活用しながら、児童生徒の理解を深め、共生社会の実現を目指す。

施策名 (所管課及び関係団体)		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度 of 取組方針
	地域における福祉教育、人権教育の推進 (こども育成課)	障害の有無、種別を問わず、希望する子は可能な限り受け入れ、健常児とともに同じ保育、教育を提供した。 また北但療育センター「風」やこども支援センターと情報交換し、指導・助言を受けた。 すくすく訪問支援事業及び保育所等訪問支援事業 (1月1日現在)・・・31園、延べ176名	増加する保育ニーズに対応するための保育士不足が問題となっている中で、障害児への対応のため通常保育の基準配置に加えてさらに追加配置する保育士や特別教育支援員の確保が大きな課題となっている。	保育所、認定こども園、幼稚園において、障害の有無にかかわらず、子ども達が共に育つ教育・保育の充実に努める。
	地域における福祉教育、人権教育の推進 (生涯学習課)	人権研修会や学習会への講師派遣、研修会用のDVD貸出を実施 ・人権啓発誌『かがやき』第28号(7月25日発行、全戸配布)に掲載して周知 ・人権啓発誌『かがやき』第29号(10月25日発行、全戸配布)に掲載して周知	特になし	継続実施
	交流活動の促進 (社会福祉課)	[スポーツ大会] 5ページ「地域活動への参加促進」と同様 [クリスマス会] 豊岡市障害者(児)クリスマス会 12月14日(土)にじばさんTAJIMAにて開催(当事者54名、スタッフ・ボランティア83名が参加) [居場所づくり事業] 6ページ「地域活動への参加促進」と同様	・どのイベントでも、終了後に当事者の感想は伺っていたが、ボランティアにも伺い、イベントの改善につなげる必要がある。	[スポーツ大会] 5ページ「地域活動への参加促進」と同様 ・豊岡市障害者(児)なかよしゲーム・スポーツ大会 3月上旬の土曜日に総合体育館にて開催予定 [クリスマス会] 豊岡市障害者(児)クリスマス会 ・12月19日(土)にじばさんTAJIMAにて開催予定 [居場所づくり事業] 6ページ「地域活動への参加促進」と同様
	交流活動の促進 (生涯学習課)	・市民ふれあいのつどいパート1「夏休み映画観賞会」 映画を字幕付きで上映 ・市民ふれあいのつどいパート2「人権標語・ポスター・こころの詩・作文の優秀者表彰」「講演」 手話通訳あり、要約筆記ありで実施 ・人権 音楽とお話のつどい「講演」 手話通訳あり、要約筆記ありで実施	特になし	継続実施
	②人材育成・確保			
	専門的人材の育成・確保 (社会福祉課)	障害者自立支援協議会の相談支援グループにおいて、スキルアップや情報共有を行った。	障害福祉サービスの利用者の増加に対して、相談支援専門員が充足していないため、人材確保策の検討が必要である。	障害者自立支援協議会に相談支援専門員による「相談支援グループ」で、事例検討や地域課題の抽出を通じて相談支援のスキルアップを図る。 障害者基幹相談支援センターとともに相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の開催)を検討する。
	ボランティア活動の育成 (社会福祉課)	・兵庫県聴覚障害者協会に委託し、11月9日～12月7日の土曜日に、ノートテイクやパソコンを使用した要約筆記を学ぶ講座を実施。(全4回、4名受講)	・毎年内容を変えて講座を実施しているが、要約筆記など担い手が少ない分野については、要約筆記の周知も含め連続して実施する必要がある。	・社会福祉協議会等と連携し、秋以降にボランティア養成を目指す講座を開催する。
	ボランティア活動の育成 (社会福祉協議会)	・なかよしゲーム・スポーツ大会、クリスマス会、障害者居場所づくり等の活動において、一般、短大生・高校生ボランティアの参加を呼びかけ、実行委員会の段階から、障害のある方との交流を育み、ボランティアの主体性を高めながらすすめている。障害への理解を深め、支え合い共に生きる地域づくりを行う人材育成に努めた。 ・小中高等学校の福祉学習支援や、地域や企業における福祉学習機会に、障害への理解を広げ、地域での支え合いを高める働きかけを行うとともに、ボランティア活動への参加を働きかけた。	・なかよしゲーム・スポーツ大会、クリスマス会、障害者居場所づくり等の活動に際し、ボランティア募集を行うも、活動者は固定化しており、高年齢の傾向にある。また、障害分野におけるボランティアグループも長年活動されている方がほとんどで、新しい活動者を増やすことが課題となっている。これまで活動に参加したことがない住民や、20代～40代の年齢層の方へも新たに活動に加わってもらえるよう工夫が必要である。	・ボランティアグループと協働し、新たな活動者の拡充に努める。 ・障害のある人が地域の中で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく生きることができるよう、地域住民の障害への理解を広げる。社協広報等による啓発活動、小中高等学校、地域の中で学びの機会において福祉学習をすすめ、人材発掘・育成を行い、ボランティア活動の推進を図る。

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針
	地域資源を活用した人材の育成・確保 （社会福祉課）	・障害者自立支援協議会全体会議を開催（2019年10月21日） ・障害者自立支援協議会運営会議を開催（原則毎月1回） ・「ヘルパー研修会 発達障害について」を開催 日時：2019年7月12日 参加：15事業所39名 ・「ヘルパー研修会 知的障害について」を開催 日時：2019年9月18日 参加：13事業所42名 ・せいかつ部会住居について検討するプロジェクトチーム：相談支援専門員を対象に、入居支援の研修会を不動産関係者同席のもと行った（入居前と入居後の支援について）。 ・相談支援グループ：グループワーク等を行い情報共有と事業所間の連携を図っている。	研修を開催して知識の向上や人材育成を図っているが、人材の確保には至っていない。 人材確保については、研修会だけではなく、障害者・高齢者による支援や多様な働き方なども検討し、幅広い人材の確保と、人材と仕事のマッチングの検討を行う必要がある。	障害者自立支援協議会を核として、相談支援事業者、当事者団体、福祉、保健、医療、教育、事業者などのネットワークを活用し、幅広い人材を活用・育成できる体制の整備に努める。
	ボランティア活動の機会の充実 （社会福祉課）	・兵庫県聴覚障害者協会に委託し、11月9日～12月7日の土曜日に、ノートテイクやパソコンを使用した要約筆記を学ぶ講座を実施（全4回、4名受講）。 ・広報にてスポーツ大会、クリスマス会のボランティアスタッフを募集 豊岡市身体障害者スポーツ大会：8名 豊岡市身体障害者スポーツ大会（視覚障害者ボウリング大会）9名 豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会：17名 豊岡市障害者(児)クリスマス会：47名	特になし	・社会福祉協議会等と連携し、秋以降にボランティア養成を目指す講座を開催する。 ・スポーツ大会、クリスマス会でボランティアスタッフを募集する。
	ボランティア活動の機会の充実 （社会福祉協議会）	・なかよしゲーム・スポーツ大会、クリスマス会、障害者居場所づくりの活動において、ボランティアに企画運営に関わってもらい、当事者の方の交流を深め、障害についての理解を促進した。行事当日だけでなく活動の振り返りの機会を持ち、地域の中で障害のある人へ目を向け支え合う意識を醸成し、地域の中で活動していただけるボランティア人材育成を図った。 ・障害者自立支援協議会においては、専門職の人材育成・確保の課題から、ヘルパーの専門性を高める研修会（7月12日 発達障害、9月18日 知的障害）を実施し、当事者の思いに寄り添った援助へ繋がるよう人材育成に努めた。	・社協ボランティア担当部署と障害者基幹相談支援センターと連携し、地域住民へ障害の理解を広げ、ボランティア人材の発掘、育成に取り組んでいるが、活動者を増やすことには至らない状況がある。 ・充実した福祉サービスの提供において、専門性の高いマンパワーの確保が不可欠である。障害者自立支援協議会において、計画的にその育成に取り組んでいるが、人材不足を解消することは容易ではない。少ない人材の中で対応可能な体制づくりを構築する視点も必要である。	・障害のある人が地域の中で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく生きることができるよう、地域住民の障害への理解を広げ、ボランティア活動のすそ野を広げる。社協広報等による啓発活動、小中高等学校、地域の中で学びの機会において福祉学習をすすめ、人材発掘・育成を行い、ボランティア活動の推進を図る。 ・障害者自立支援協議会等のネットワークを用いて、専門職の人材育成・確保に努める。
	③ネットワークづくりの推進			
	障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進 （社会福祉課）	・各地域における障害者対象にした、居場所づくり事業の開催〔精神障害者〕 4月～3月の毎月1回茶話会やビデオ鑑賞会を実施 7/18研修会「豊岡市こころの病気をもつ人の家族のつどい」開催	特になし	・精神障害者自発的活動支援事業を通じて、家族会活動の支援。 ・地域活動支援センターの交流会の機会や各センターの運営会議などの機会を通じて、地域との繋がりについて意識啓発を図っていく。 ・社会福祉協議会等と連携し、障害者やその家族の情報共有できる機会を引き続き支援していく。

施策名 (所管課及び関係団体)		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の実施方針
	障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進 (社会福祉協議会)	〔障害者居場所づくり〕 ○豊岡地域:ふらっとサロン 開催回数：4回（6月30日、10月20日、12月22日、2月16日） 参加者計：56名（当事者25名、地域住民・ボランティア22名、社協9名） ○豊岡地域:サロンきらら 開催回数：3回（7月7日、9月29日、11月24日） 参加者計：43名（当事者23名、地域住民・ボランティア14名、社協6名） ＊実施予定：3月15日（当事者7名、地域住民・ボランティア5名、社協2名） ○城崎地域:あいあいカフェ 開催回数：3回（6月15日、8月20日、10月26日） 参加者計：56名（当事者25名、地域住民・ボランティア22名、社協9名） ＊実施予定：3月7日（当事者16名、地域住民・ボランティア6名、社協2名） ○竹野地域：ほっこりサークル 開催回数：4回（5月18日、6月21日、9月21日、10月19日） 参加者計：43名（当事者20名、家族1名、地域住民・ボランティア11名、図書館職員8名、社協3名） ＊実施予定：3月20日（当事者6名、家族1名、地域住民・ボランティア3名、図書館職員2名） ○日高地域：だぶるぴーす 開催回数：3回（6月15日、8月24日、10月19日） 参加者計：85名（当事者25名、家族2名、施設職員2名、地域住民・ボランティア40名、学生10名、社協6名） ＊実施予定：3月15日（当事者8名、地域住民・ボランティア14名、社協2名） ○出石地域：ほっとサロン 開催回数：3回（6月9日、7月13日、9月28日） 参加者計：188名（当事者107名、施設職員28名、地域住民・ボランティア36名、学生10名、社協7名） ＊実施予定：3月14日（当事者35名、施設職員8名、地域住民・ボランティア13名、社協2名） ○但東地域：♥（はーと）すまいる 開催回数：3回（7月13日、9月28日、11月9日） 参加者計：69名（当事者36名、家族2名、地域住民・ボランティア23名、社協8名） ＊実施予定：3月14日（当事者13名、地域住民・ボランティア7名、社協2名） 〔 障がいの子を持つ親の集い（障害者自立支援協議会）〕 ○お話カフェ 開催回数：2回（9月27日、12月19日） 参加者計：27名	・居場所づくり事業において、地域住民（ボランティア）に主体的に関わっていただき、ボランティアを組織化し住民主体の活動へ発展させることをめざして取り組んできたが、実現には至っていない状況にある。障害のある方と地域住民・ボランティアとのつながり作りのイベントとしての成果はあるもの、開催回数が年4回程度に止まっており、本来の居場所づくりとしての機能は持てていない状況にある。 ・当事者を支える親・きょうだい等家族間の交流機会は少ない。家族同士がつながり、悩みや情報を共有するネットワークづくり、組織化の必要性を感じている。 ・お話カフェの取組みから発展し、当事者の親が主催し日高地域での開催ができたが、当事者組織化までは至っておらず、支援者がバックアップする中で引き続き支援を行う。	・障害者居場所づくりにおいて、住民の主体性を高めることや、家族の参加も広げていき、ボランティアグループ、セルフヘルプグループへ発展できるよう働きかけを行う。 ・障害者自立支援協議会こども部会で開催している障がいの子を持つ親の集いを、各地域で自主的な「お話カフェ」が発足できるよう支援し、当事者組織として交流の場を広げることができるよう働きかける。

施策名 (所管課及び関係団体)		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針								
	多様なネットワークづくりの促進 (社会福祉課)	・但馬地区内の精神障害者家族会のネットワークが広がるように、下記の事業の開催にあたり実行委員会に参画し、促進を図った。 9月26日「こころの病家族教室」 11月8日「精神障害者保健福祉研修会」：市民プラザで開催し、市外からも多くの当事者・家族・支援機関を迎え入れ、交流を促した。	・精神障害者通所施設の家族会の高齢化に伴い、研修会や家族教室の運営が負担となっている。	・次年度より、精神障害者保健福祉研修会とこころの病家族教室を隔年開催としていく意向であり、研修会の機会が減少しても情報共有が図っていけるよう、必要な情報提供を行っていく。								
	近隣自治体との連携強化 (社会福祉課)	1市2町課長会議を開催し、現状や課題を協議するとともに情報共有を行った。	施設の利用率が低迷しているため、1市2町で課題と今後の見通しの分析が必要である。	運営面については、引き続き、1市2町で支援していく。								
(3)「いつでも相談できる」まちづくり												
①権利擁護の推進												
	障害を理由とする差別の解消の推進 《新規》 (社会福祉課)	・各課で実施した障害者への合理的配慮の提供事例を集約し、全庁的に共有 ・新任職員研修にて障害者差別解消法について説明 ・合理的配慮について2件の相談に対応 ・12月3日～9日の障害者週間に、図書館で障害に関する本を集めたコーナーを設け、障害者差別解消法啓発パンフレットとティッシュを配布 ・12月7日の地域福祉フォーラムにて、障害者差別解消法啓発ティッシュを配布	・今年度は出前講座の申込みがなかったため、差別解消法の啓発ティッシュやパンフレットを配布する際に、出前講座の案内も行う必要がある。	・合理的配慮の提供事例を蓄積する ・出前講座の実施（随時） ・新任職員研修での障害者差別解消法の説明								
	権利擁護事業の推進 (社会福祉課)	障害者虐待防止センター業務を豊岡市社会福祉協議会へ委託し、広報・普及啓発、虐待防止を推進している。	虐待の早期発見・早期対応を行うための支援体制の強化。	基幹相談支援センターと連携を図りながら、障害者の権利擁護について、市民への更なる周知に努める。								
	権利擁護事業の推進 (高年介護課)	・権利擁護に関する延相談件数は増加傾向にあり、地域包括支援センターでは成年後見制度・高齢者虐待等の権利擁護に関する相談・対応を行った。 (2019年12月末現在) <table><tr><td></td><td>成年後見制度</td><td>高齢者虐待</td><td>消費者被害</td></tr><tr><td>対応延件数(件)</td><td>155</td><td>727</td><td>15</td></tr></table> ・虐待専門職チームから講師派遣を受け、虐待対応研修を行った。 (2019年8月29日 虐待対応研修：27名参加) ・消費者被害防止のため、但馬消費生活センターが主催する研修会や連絡会議等に参加し、警察等の各関係機関との連携強化及び情報共有を図った。 (2019年6月1日 第1回研修会) (2019年7月26日 但馬地域消費者問題連絡会議) ・市広報を活用し、地域包括支援センターの取組みの紹介や高齢者虐待防止の周知・啓発を行った。 (市広報2019年8月号：地域包括支援センター) (市広報2020年2月号：高齢者虐待) ・市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックに、「成年後見制度」・「高齢者虐待」についての項目を掲載し、周知・啓発を行った。		成年後見制度	高齢者虐待	消費者被害	対応延件数(件)	155	727	15	・地域包括支援センター職員等は、高齢者虐待に対して速やかに適切な対応を講じる必要があるため、その知識の取得や能力の向上が必要である。 ・精神障害・知的障害・認知症等の病気や権利侵害等、様々な問題を重層的に抱えるケースに対応するため、各関係機関等との連携が必要である。 ・消費者被害を防ぐため、市消費生活センターや但馬消費生活センター等との連携強化が必要である。	・研修等により、地域包括支援センター職員の資質向上を図るとともに、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師の三職種が連携し、権利侵害の予防や対応に努める。 ・高齢者が安心して生活できるようにするため、高齢者とその家族に対して専門的に支援できるように、関係専門機関との連携強化に努める。 ・高齢者の消費者被害を防ぐため、市消費生活センターや但馬消費生活センター等の関係機関と連携し、早期の情報把握や情報共有に努める。
	成年後見制度	高齢者虐待	消費者被害									
対応延件数(件)	155	727	15									

施策名 (所管課及び関係団体)		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針	
	権利擁護事業の 推進 (社会福祉協議 会)	日常生活自立支援事業実績 (2020 年1月末現在)	・ 日常生活自立支援事業の契約後に判断能力が低下し、本事業 では対応が難しくなる段階がおとずれる。その段階を見越し て、成年後見制度への移行時期等を見極め、ケースごとに 関わる必要がある。 ・ 高齢者や障害者の孤立や虐待などの複合的な課題を抱える世 帯が増えている状況から、財産管理や権利擁護に関する相談 は今後も増えると思われる。権利擁護支援が必要な方のニー ズを早期に発見し、適切な支援につながる相談支援体制づく りを市とともに構築する必要がある。	・ 社協組織内の権利擁護支援体制の現状確認や、課題を整理する協議 を行う。また、今後の豊岡市の権利擁護体制について市と協議を行 う。 ・ 判断能力が乏しい高齢者・障がい者が、適切な権利擁護支援を受 け、地域の中で安心して暮らすことができるよう関係機関、地域住 民、行政等の連携を強めていく。	
		相談・問い合わせ (件)			4,313
		新規契約数 (件)			12
		年度末実契約数 (件)			74
	※事業実績について、2019 年度より香美町、新温泉町への基幹的社協 としての役割を終えたため、豊岡市のみの実績となる。 ・ 専門員 2 名体制で新規ニーズへの対応を行っている。 ・ 日常生活自立支援事業ケースの多くが複合的な課題を抱え、支援困難 な状況にある。障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、 総合相談・生活支援センター等の関係機関、市との連携、地域住民との 協働しながら支援を行った。				
	成年後見制度の 利用支援 (社会福祉課)	地域包括支援センターが主体となり、関係事業所職員・民生委員等を対 象に権利擁護研修会が開催され主に成年後見制度について周知に努め た。(2019 年 12 月)	・ 一般的に成年後見制度に対する関心が低い。	地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、計画相談支援 事業所等と連携し、成年後見制度について広く周知することにより、 成年後見制度を必要とする方の早期利用に繋がるように努める。	
	成年後見制度の 利用支援 (高年介護課)	・ 地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用支援が必要な高 齢者に対して、市長申立て等の支援を行った。 (2020 年 1 月末現在 成年後見制度利用支援事業市長申立て者数： 3 名) ・ 市長申立てに係る後見人等へ、報酬を支払う資力のない被後見人への 報酬助成を行った。 (2020 年 1 月末現在 成年後見制度報酬助成件数： 2 件) ・ 市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックに、「成年後見制度利用 支援事業」についての項目を掲載し、周知・啓発を行った。	成年後見制度については、少しずつではあるが介護支援専門 員等や一般住民の方に認識されつつあるが、更に周知や啓発が 必要である。	地域包括支援センターと連携し、成年後見制度全体について介護支 援専門員等や一般住民への更なる周知に努める。	
	成年後見制度の 利用支援 (社会福祉協議 会)	・ 障害者基幹相談支援センターと日常生活自立支援事業担当者との連携 を密にしながら、制度の利用促進に努め、適切に権利擁護が受けられ るようパンフレットやチラシ等により啓発活動をすすめた。 ・ 経済的に困窮し地域からも孤立している障害のある方（疑いがある方 も含む）や、高齢の親と障害者などの複合多問題世帯に対し、総合相 談・生活支援センター、地域包括支援センター等の関係機関、行政、 地域住民と連携協働しながら支援を行った。	・ 親族との関りが希薄となっている高齢者世帯、障害者世帯 が増加する傾向から、親族が後見人となるケースは減少し ていくものとする。今後、市長申立てのニーズの増加へ の対応、成年後見制度の利用をサポートする権利擁護体制 づくりを、市や関係機関とともに検討することが必要であ る。	・ 社協地域福祉係（日常生活自立支援事業担当）、障害者基幹相談支 援センター、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センターの 職員が、成年後見制度の理解を深め、連携しながら適切な権利擁護支 援をすすめていく。 ・ 社協組織内の権利擁護支援体制の現状確認や、課題を整理する協議 を行う。また、今後の豊岡市の権利擁護体制について市と協議を行 う。	
	障害者虐待等の 防止 (社会福祉課)	通報・相談件数 2 件。通報、相談に対しては虐待防止センターと市で対 応。各案件ごとに支援者会議を開催した。	障害者虐待について広く周知を行い、理解を深めていくこと が必要。	・ 障害者虐待防止センターにおいて、通報・届出の受理、障害者・養 護者の相談・助言、広報・啓発を行う。 ・ 障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な 支援を行うため、関係機関等の協力や相談支援体制の強化を図る。	
	障害者虐待等の 防止 (社会福祉協議 会)	・ 問題が深刻化しないよう早期発見や敏速な対応を行い、市や関係機関 と連携をとりながら、対応した。虐待防止の啓発活動については、近 年虐待に対する報道が多いこともあり虐待防止の取り組みに積極的な 事業所や施設が増えてきており、これまで虐待防止の組織も形式的に はできていたが、具体的な対応が出来ていなかったことから、虐待防 止の体制づくりの見直しを行う事業所が増えてきている。障害福祉サ ービス事業所の啓発活動の実施（2019 年 10 月 23 日 2020 年 1 月 18 日） ・ 今年度より虐待対応支援計画書に沿って段階的に虐待ケースの経過を 追いながら関係機関と連携し支援を行った。	・ 虐待防止センターの啓発活動として、関係機関全体に障害 者虐待防止法の周知が不十分な面がある。また、事業所 において周知のための研修会を行い、一定の共通理解が図ら れても、職員の入れ替わり等により、すべての関係職員の 意識の共有は不十分と思われる。そのため情報不足や知識 不足が露呈する心配がある。事業所内の風通しを良くし、 話し合える環境が虐待防止に必要な不可欠な課題と思われ る。	・ 虐待防止センターにおいて、虐待の通報・届出の受理を行うととも に、障害福祉サービス事業所の職員等に障害者虐待に関する知識、 障害者差別解消法の理解等を啓発し、職場内研修の機会を設けても らうようにする。 ・ 養護者も理解してもらうよう障害福祉サービス事業所の親の会への 虐待防止の啓発、過去にあった虐待の家庭や施設から復帰した家庭 への訪問等、関係機関と連携を取りながら虐待の未然防止・早期発 見に努め、施設から復帰した方の社会復帰も行えるような支援体制 をすすめる。	

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の実施方針
②相談体制・情報提供の充実				
	相談支援体制の充実 （社会福祉課）	・障害者相談支援事業を3事業所に委託 ・事業所間の連携、情報共有を図るため、連絡会を開催（2019年6月） ・障害者自立支援協議会の相談支援グループにおいて、入居支援の研修会を行い、グループワーク等により入居支援の情報共有を行った（2019年6月19日、7月17日）。 ・2019年6月に相談支援事業所（12事業所）の現状を把握し、業務の改善を検討するため、アンケート及びヒアリングを行い、業務の改善を行った（2020年11月）。	障害者からの相談件数の増加により、相談支援を担う相談支援専門員の負担が多くなってきている。 利用者の増加により相談支援専門員1人が抱える件数が増えるとともに、サービス提供事業所においても空きが少ない状況になり、サービスの利用調整にも時間がかかるようになっていく。	・「障害者相談支援事業」を3事業所に委託し実施、事業所間の連携と情報共有を図るため定期的に連絡会を開催する。 ・障害者自立支援協議会に「相談支援グループ」を設けスキルアップや情報共有を行う。 ・相談支援専門員の確保について検討する。
	相談支援体制の充実 （高年介護課）	・地域包括支援センターにおいて、本人・家族・近隣住民・民生委員等からの様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供や関係機関の紹介を行った。 （2019年12月末現在 相談延件数：23,629件） ・高齢者の見守り、消費者被害の防止、閉じこもりや孤立の予防等といったニーズに応じるため、「高齢者見守りネットワーク事業」への協力事業者への参加要請を行った。 （2020年1月末現在 高齢者見守りネットワーク協力事業者数：287事業者） ・地域包括支援センターや警察等と連携し、行方不明になる心配のある認知症高齢者等に対し、「認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業」への事前登録を行った。 （2020年1月末現在 認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業事前登録者：71名） ・市広報を活用し、「高齢者見守りネットワーク事業」、「認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業」の周知及び啓発を行った。 （市広報2019年6月号：高齢者見守りネットワーク事業） （市広報2019年8月号：認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業） ・市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックに、「認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業」についての項目を掲載し、周知・啓発を行った。	・支援困難事例に対応できる体制の強化と職員の対応能力向上が必要である。 ・高齢者見守りネットワーク事業等の協力事業者を増やし、見守り体制を充実させることが必要である。	・複合的な課題を抱えるケースに対応するため、様々な関係機関と連携し、課題解決に向けて相談機能の強化を図るとともに、研修等を通じて職員の資質向上に努める。 ・高齢者見守りネットワーク事業等の協力事業者や地域で見守る人を増やし、早期に地域の役員等や地域包括支援センターに相談が入るように取り組むを進める。

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度取組方針
		相談支援体制の充実 （健康増進課） ・各振興局では保健師駐在日に随時の相談を受け入れ、健康増進課窓口でも随時の相談を受けている。 ・すこやか市民健診時に合わせて健康相談の実施。実績：2,458人、52日実施 ・すこやか市民健診時に合わせてみそ汁濃度の感じ方の試飲調査時に相談助言の実施。実績：854人、6日実施 ・健診結果相談会に合わせて健康相談の実施。実績：88人、6回実施 ・もしもし電話健康相談（相談専用電話）で来所が難しい人に電話で相談を受けている。 ・アルコールの多量飲酒者への相談。実績 8人、2回実施 ・健康をすすめる地区活動や健康づくり応援隊や玄さん元気教室など地域から要望のあった健康教室実施時に健康相談も合わせて実施している。 ・地区担当保健師による家庭訪問での相談支援を実施している。	・相談者数や新規相談者数の増加 ・相談できる場の周知	・健康増進課では、障害のある人に特化した相談窓口は設けていないが、地域での健康教室や健康相談、健康増進課窓口、各振興局保健師駐在日などを活用し、身近なところでいつでも相談ができる体制を充実していく。また、相談内容の多様化にも適切に対応ができるよう、相談支援事業所などとも連携を強めるなど、対象者を取り巻く関係機関の連携体制を充実していくことで、よりよい相談支援ができるように努める。 ・各振興局では保健師駐在日に随時の相談を受け入れ、健康増進課窓口でも随時の相談に対応する。 ・すこやか市民健診時に合わせて健康相談を行う。 ・健診結果相談会（6月～12月）に合わせて健康相談を行う。 ・もしもし電話健康相談（相談専用電話）で来所が難しい人でも電話で相談を受ける。 ・健康をすすめる地区活動や健康づくり応援隊など地域から要望のあった健康教室実施時に健康相談も合わせて行う。 ・地区担当保健師による家庭訪問での相談支援を行う。
		障害者基幹相談支援センターの機能充実 《拡充》 （社会福祉課） ・障害者虐待防止センターの機能を備えた「障害者基幹相談支援センター」を設置している（豊岡市社会福祉協議会に委託）。 ・障害者基幹相談支援センターの課題の把握や整理、運営体制を検討するため、センターと定期的な情報共有を行った。	・地域の相談支援の中核的な役割を担う「障害者基幹相談支援センター」の果たす役割は大きく、その業務内容も専門性を伴っているため職員の負担も大きい。	・障害者基幹相談支援センターの運営を委託し実施 ・委託当初と状況も変わっているため、障害者基幹相談支援センターの業務内容や体制等について検討を行う。
		障害者相談員活動のスキルアップ （社会福祉課） 《身体障害者相談》 ・豊岡健康福祉センターにて、身体：月2回、視覚：奇数月に1回、聴覚：月1回実施 ・県身体障害者福祉協会主催の相談員研修会に参加 ・2月14日に豊身協主催で身体障害者相談員研修会を実施 《精神障害者相談》 ・各庁舎持ち回りで3ヶ月に1回実施 《知的障害者相談》 ・立野庁舎にて毎月1回実施	相談員の減少と高齢化に伴い、将来的に担い手不足となる可能性もある。	県や市主催の研修会への参加を通して相談員のスキルアップを図る。 《身体障害者相談》 身体障害者相談の日程が偶数月に1回へ変更、視覚・聴覚については変更なし。
		情報内容、提供方法の充実 （社会福祉課） ・声の広報・議会だより発行事業（豊岡市視覚障害者協会へ委託） ・録音図書、市広報・議会だよりの録音CDの発行 ・点字図書の発行 ・防災情報・FAXメール配信（不定期、災害時のみ）	特になし	・声の広報・議会だより、点字図書の発行（豊岡市視覚障害者協会へ委託） ・録音図書、市広報・議会だよりの録音CDの発行 ・防災情報・FAXメール配信（不定期、災害時のみ）
		情報内容、提供方法の充実 （秘書広報課） ・分かりやすく、効率・効果的な情報発信（市公式ウェブサイト、市広報紙、声の広報、防災行政無線など）。 ・7市公式ウェブサイトは、2018年度のリニューアルで、日本工業規格JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」のレベルAAに準拠。	高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体条件に関わらないさまざまな情報提供方法の実現。	分かりやすく、効率・効果的な情報発信（市公式ウェブサイト、市広報紙、声の広報、防災行政無線など）。

施策名 （所管課及び関係団体）			令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の取組方針
		電子媒体を活用した情報提供の実施 （社会福祉課）	災害時に防災無線で放送される台風の進路情報や避難情報等について、防災FAX・メールの登録者へ随時情報提供を行った。 市ホームページにより障害福祉サービス等の情報を掲載している。	メール等電子媒体で情報提供を希望される方が少ない。	引き続き災害時に防災無線で放送される進路情報や避難情報等について、防災FAX・メールの登録者へ随時情報提供を行う。
		電子媒体を活用した情報提供の実施 （秘書広報課）	市公式ウェブサイトの情報内容の充実。携帯電話会社と連携した「高齢者向けスマートフォン教室」の実施。スマートフォンアプリを利用した市政情報(市広報紙、市公式ウェブサイト新着情報)の配信。	市公式ウェブサイトの情報内容のさらなる充実化	市公式ウェブサイトの情報内容の充実。携帯電話会社と連携した「高齢者向けスマートフォン教室」の実施。スマートフォンアプリを利用した市政情報(市広報紙、市公式ウェブサイト新着情報)の配信。
		③障害の早期発見・早期対応			
		早期発見・療育の充実【乳幼児健康診断】 （健康増進課）	・乳幼児健康診査（市内3会場で実施） 4か月児健康診査 豊岡会場 年21回、日高会場 年12回、出石会場 年12回実施 7か月児健康診査 豊岡会場 年20回、日高会場 年12回、出石会場 年12回実施 1歳6か月児健康診査 豊岡会場 年17回、日高会場 年5回、出石会場 年5回実施 3歳児健康診査 豊岡会場 年18回、日高会場 年4回、出石会場 年4回実施 ・未受診者に対し、電話や家庭訪問等で、受診勧奨や情報把握に努めている。 ・発達が気になる児・発達障害が疑われる児や親子の関わりに課題がある児に対しては、電話や家庭訪問、発達相談、育児支援教室等を実施し保護者の支援を行っている。	・1歳6か月児健診、3歳児健診の受診率は99%ベースで推移しているが、再三受診を勧めても健診を受診をしない児がある。このような家庭は課題を抱えている場合も少なくないため、継続してフォローを行っていくことが必要である。 ・児の発育・発達の課題や育児不安の軽減を図るためには、医師・保健師・臨床心理士・栄養士・保育士・歯科衛生士等の多職種が連携をして、課題の共有し、支援の方向性を検討していくことが大切である。	・1歳6か月健診・3歳児健診で発達障害児の早期発見・早期支援のため、詳細なスクリーニング指標(1歳6か月児健診：M-CHAT、3歳児健診：SRS-2)を新たに追加し実施する予定。又、母子手帳・幼児健診アプリを導入し、新たに追加するスクリーニングに係る質問票をアプリ上で回答する方法に変更し、保護者の利便性向上を図る。 ・乳幼児健康診査は市内3会場で実施予定。 4か月児健診 年44回（市内3会場）実施予定 7か月児健診 年44回（市内3会場）実施予定 1歳6か月児健診 年27回（市内3会場）実施予定 豊岡会場年17回、日高会場年5回、出石会場年5回実施 3歳児健診 年27回（市内3会場）実施予定 豊岡会場年18回、日高会場年5回、出石会場年4回実施 ・受診率の向上に努め、未受診者に対しては、電話や家庭訪問等でフォローする。
		発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援 （健康増進課）	・のびのびキッズ（心理相談） 年76回実施（市内3会場） ・わんぱくクリニック（発達相談）年9回実施とあわせて発達支援センターの相談を1回実施 ・5歳児発達相談 （専門医による相談） 年10回実施(こども育成課と共催実施) （心理相談） 年30回 ・こがもらんど（育児支援教室：集団指導） 年24回実施 ・にじっこくらぶ（育児支援教室：個別指導、保護者支援の講座を同時開催）年12回実施 ・にこにこ教室（2歳児育児教室） 豊岡会場年9回、日高会場年3回、出石会場年3回実施 ・すくすく訪問園支援事業(こども育成課)への協力 保健師の同行訪問の実施	・1歳6か月児健診等で行動面や言語面の課題が顕在化してくる場合が多いが、保護者が発達に対して気がかりを感じない場合も多く、早期の支援が大切ではあるが、専門医の診察や臨床心理士の発達相談等につながりにくい場合もある。 ・関係機関との連携として、生活の場であり集団の場である園との情報共有や継続した見守り、支援ができる体制を整えているが今後もより一層、園など関係者間での情報共有をする体制の検討が必要である。	・発達が気になる児・発達障害が疑われる児や親子の関わりに課題がある児、育てにくさを訴える保護者に対して、継続して相談や支援を行う。 のびのびキッズ 臨床心理士による心理相談 市内3会場で実施予定) わんぱくクリニック 専門医による発達相談 年9回開催予定 5歳児発達相談 （専門医）年12回開催予定(内、2回は発達支援センター) (心理相談)年30回 ・1歳6か月健診・3歳児健診で詳細なスクリーニング指標の導入により、顕在化した発達課題について保護者に気づきを促し、支援者と認識を共有し、子ども自身の力や保護者の育児の力を支援するため、育児・保護者支援教室の拡充等を行い、早期療育の足掛かりとする。 ・育児支援教室（拡充)集団支援(こがもらんど)：24回 (拡充)保護者支援(にじっこくらぶ) 12回(同時開催で個別支援12回実施) (新規)個別支援(療育体験教室)実施予定 育児支援教室については、専門機関への業務委託等を行い質の向上を図り、早期により専門的な支援を行い適切な支援へつないでいく。

施策名 （所管課及び関係団体）			令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針
					・育児教室の開催(にこにこ教室) 2歳児対象 年15回（市内3会場）開催予定 豊岡会場年9回、日高会場年3回、出石会場年3回実施 ・すくすく訪問園支援事業(こども育成課)への協力 保健師の同行訪問の実施
		発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援（こども支援センター）	・健康増進課が実施する各種健康診査、5歳児発達相談、乳幼児心理相談等の機会に、こども支援センター臨床心理士が、保護者からの相談を受けるとともに、必要に応じて検査を実施したり、関係機関へつないだりする支援を行った。	・子どもの発達に関する相談では、保護者の思いを踏まえたうえで、子どもの発達特性の現状や子どもへの関わり方、家庭でできる支援の手立てを丁寧に伝えることが必要となる。 ・毎年7～8月に開催される教育支援委員会に向けて、春から夏にかけて専門機関・こども支援センターでの相談・検査依頼が集中し、対象者に1カ月程度待機をお願いする場合もある。 ・保護者の障害受容が難しく成長の伸びしろに期待する傾向があり、早期療育に繋がりにくい。	・健康増進課が実施する各種健康診査、5歳児発達相談、乳幼児心理相談等で、こども支援センター臨床心理士が、保護者からの相談を受け、必要に応じて検査を実施し、関係機関へつなぐ。
		地域療育体制の充実（社会福祉課）	個別のケースに応じて、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携を図った。	障害児通所支援の利用者増加に伴い、相談支援事業所が対応しきれない状況になっており、ほとんどの相談支援事業所が新規受付を制限している。	引き続き、スムーズに相談や療育が行えるよう、個別ケースに応じて、関係機関と連携を図る。
		地域療育体制の充実（健康増進課）	・乳幼児健診に、医師・保健師・臨床心理士・看護師・保育士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が従事することで、児の発育・発達の課題や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努めた。 ・発達が気になる児や育てにくさを訴える保護者に対しての育児支援教室(集団・個別)、保護者支援教室など適切な場への参加を勧めることと、継続的なフォローを充実し、早期に適切な支援につなげるよう努めた。	・発達が気になる児や育てにくさを訴える保護者に対して、多職種が連携し保護者を支援することが大切であり、関係者間での情報共有を図る体制を検討することが必要である。 ・親子の関わりやコミュニケーションの質の低下などにより、発達やコミュニケーションに課題を生じるこどもが増えている。親子の関わりを中心として家族全体を視野に入れた個別指導、集団指導の出来る体制の整備をすすめる必要がある。	・次年度も乳幼児健診に、医師・保健師・臨床心理士・保育士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が従事することで、児の発育・発達の課題や保護者の課題を多角的に理解し育児不安の軽減を図っていく。また、必要に応じて、専門医の診察や臨床心理士の相談等を実施し保護者を支援する、あわせて関係者間での情報共有についても検討をすすめていく。 ・新たに追加した指標により、発達が気になる児や育てにくさを訴える保護者に対しての教室、相談など適切な場への参加勧奨とフォローを行い、必要な児と保護者に対して療育を促すリーフレットを用いて、早期療育利用を促していく。また、療育利用にあたり、申請手続き等がスムーズに行え、必要な時期に療育利用へつながるよう関係機関と協力していく。
		地域療育体制の充実（こども育成課）	・子どもの発達に関する相談において、保護者に子どもの発達特性に対する理解を促し、家庭での子どもへの関わり方などの支援の手立てを提案した。また、発達の特性から療育が必要と思われる場合は、保護者の理解を得ながら療育機関等の専門機関につないだ。 発達相談（電話、来所、学校訪問） 900件(見込) 発達検査、視機能検査等 120件(見込) 関係機関との連携（県立特別支援学校、北但広域療育センター、こども家庭センター） ・保育園・こども園等に在園している発達の気がかかる園児を対象に、健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携による「すくすく訪問支援事業」を実施し、保育中の園児の状況を確認し支援の手立てを提案した。訪問園 30園 対象園児数 136人（1～5歳児）	・相談支援事業所において、利用計画の作成に時間を要する。 ・セルフプランの作成が困難なケースがある。 ・保護者の養育能力により(無職で困窮、交通手段なし等)、療育機関に通所できない子どもに対し、減免・送迎などのサービスの拡大が必要である。	・こども支援センター発達相談において、保護者に子どもの発達特性に対する理解を促し、家庭での子どもへの関わり方などの支援の手立てを提案する。 発達相談（電話、来所、学校訪問） 発達検査、視機能検査等 関係機関と連携（県立特別支援学校、北但広域療育センター、こども家庭センター） ・健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携により、すくすく訪問支援事業を実施する。
		地域療育体制の充実（こども支援センター）	上段の「こども育成課」と同様。	上段の「こども育成課」と同様。	上段の「こども育成課」と同様。

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度取組方針
	こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 （こども育成課）	現場職員向けの取組実績 ・「気になる子どもたち」にかかる園職員向けの訪問事業として「すくすく訪問支援事業」を実施し、保育中の園児の状況を確認し、園において子どもの発達特性に合わせた配慮と関わりができるよう支援した。 （30園、136名） ・関西国際大学教授 百瀬和夫氏を招聘し、主に幼・保・こ園職員を対象に「特別支援教育研修」を4回実施。 ・関西国際大学教授 中尾繁樹氏を招聘し、「小・中学校特別支援学級担任・通級担当者研修会」を実施し、資質の向上と学校間のネットワークを築く機会とした。(8/1)	・保護者から学校・療育・医療機関等への情報連携の流れが、システム化されていない。 ・発達課題のあるケースで、支援の役割分担が必要（教育・生活分野など） ・療育のサービス利用計画作成、利用開始までに時間がかかっている。 ・発達に課題のある子どもやその家庭状況を関係機関と情報共有、速やかな連携のためシステム化する必要がある。 ・ニーズに応じた学校・園に対する専門的な訪問支援体制の充実	・現場職員向けについては、今年度と同様の取組を予定。
	こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 （こども教育課）	上段の「こども育成課」と同様。	上段の「こども育成課」と同様。	上段の「こども育成課」と同様。
	こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 （社会福祉課）	発達障害児等支援連絡会議を開催（2019年8月30日開催） ・委員構成：豊岡健康福祉事務所、こども家庭センター、北但広域療育センター、発達障害者支援センター、特別支援学校、健康増進課、こども教育課、こども育成課、こども支援センター、社会福祉課 ・発達障害児等の支援について関係機関での現状や課題について情報共有を行った。	特になし	・発達障害児等支援連絡会議を開催し、関係機関の連携と情報共有を行うとともに、会議のあり方を検討する。 ・引き続き、個別ケースに応じて、関係機関と連携を図る。
	こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 《拡充》 （健康増進課）	・発達の課題や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努めている。 ・発達相談・心理相談等を定期的に開催し、発達が気になる児や発達障害が疑われる児等に対して、相談や支援等を行っている。また、必要な児と保護者へは、関係機関と連携し、出来るだけ早期に適切な教室などへ結びつくよう支援している。 ・5歳児発達相談の場に、こども育成課主事に同席を求め、就学への支援一助としている。 ・ケース検討会を随時開催実施し、関係機関との連携を深めている。	・発達に課題のある児とその家族への支援へ個別性が高く、関係者での情報共有が必要となっている。今後も就園や就学時がスムーズに行えるよう情報共有が必要である。	・発達相談・心理相談等を定期的に開催し、発達が気になる児や発達障害が疑われる児等に対して、相談や支援等を行っていく。また、支援が必要な児と保護者へは、関係機関と連携し、出来るだけ早期に適切な支援などへ結びつくよう支援していく。 ・健診等で、医師・保健師・臨床心理士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が連携し、児の発育・発達の異常や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努める。また、発達障害が疑われる児に対しては、早期に療育等につながるよう、関係機関と連携していく。 ・5歳児発達相談を実施し、スムーズな就学に向けて、関係機関と連携し支援していく。
(4)「地域で生活できる」まちづくり				
	①保健・医療の充実			
	効果的な保健・医療サービスの提供 （健康増進課）	・すこやか市民健診（5月～11月に51日間）における健康相談、健診結果相談会 健康づくり応援隊等健康教室・健康相談時にかかりつけ医や歯科医師を持つように啓発する。 ・相談支援事業所に、健康施策について事業説明をし、対象者の支援に活用してもらった。 ・相談支援事業所と連携し、ケース会議などで検討を行った。	特になし	・相談支援事業所に、健康施策について事業説明をし、対象者の支援に活用してもらう。 ・相談支援事業所と連携し、ケース会議などで検討を行う。

施策名 (所管課及び関係団体)		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針
	効果的な保健・医療サービスの提供 (高年介護課)	・認知症疾患医療センター・医師会・かかりつけ医等との連携強化を図りつつ、地域包括支援センターや介護支援専門員等とも連携し、認知症の方とその家族への支援を行った。(2020年1月末現在 認知症疾患医療センター等との連携相談延件数：6件) ・認知症初期集中支援チームに相談のあった案件においては、チーム内で対応方針を検討し、適切な医療・介護サービス等につないだ。 (2020年1月末現在 相談延件数：9件) ・地域全体での見守り・支え合いに取り組むとともに、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症疾患医療センター、医師会、在宅医療・介護連携推進協議会等の協力をいただき「認知症フォーラム」を実施した。(2019年8月17日：約400名参加) ・市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックに、「認知症」についての項目を掲載し、周知・啓発を行った。	・地域包括支援センター職員・介護支援専門員・認知症地域支援推進員等の相談対応する職員の資質向上が必要である。 ・認知症は早期に相談対応することが重要だが、認知機能の低下など状況が悪化してからの相談が多いため、相談窓口の周知・啓発が必要である。 ・家族・地域住民・事業所等に認知症に対する正しい知識を身につけてもらうことが必要である。	・研修等を通じて、地域包括支援センター職員・認知症地域支援推進員等の相談対応する職員の資質向上に努める。 ・パンフレット等を活用し、認知症相談窓口の周知を図りつつ、早期に相談対応することの重要性についても周知・啓発に努める。 ・家族・地域住民・事業所等が認知症に対する正しい知識を身に付け、地域で見守り・支え合う取組みのきっかけづくりとして、「認知症フォーラム」を開催する。
	効果的な保健・医療サービスの提供 (社会福祉課)	北但広域療育センターにおいて、幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への支援の充実、風発達クリニック等関係機関との連携体制の構築を図り、支援を行った。	適切な時期に指導・訓練を受けるためにもサービス等利用計画を作成する相談支援専門員の増加を図り、相談支援体制を充実することが必要である。	北但広域療育センターにおいて幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への支援の充実、風発達クリニック等関係機関との連携体制の構築を図り、充実した支援を行う。また相談支援から適切なサービスや医療の提供に努める。
	健康、体力づくりの推進 (健康増進課)	・健康増進施設「ウェルストーク豊岡」 都度利用者に障害者料金設定（50%割引） 障害者（児含む）利用者延べ220人 ※必要に応じてスタッフによる個別対応（説明・指導など）を実施 ・健康運動教室「はつらつチャレンジ塾」 障害者手帳の有無等については未把握 ・障害者運動体験教室の実施 6月20日 ウェルストーク豊岡で実施 8人参加 ・玄さん元気教室 身近な会館等を会場に、210団体が実施。 参加人数は把握していないが、障害者の参加もあった。 ・健康ポイント制度 個々に合わせた運動目標を設定し、目標を達成したらポイントがたまる「運動健康ポイントシート」を全戸配布。また、スマホアプリ「とよおか歩子」についても、市広報やホームページ等で広く周知を行った。	個々の事業について、市広報やホームページ等で周知しているが、障害者の方に対するPRは十分でないと思われる。 今後も関係機関と連携・調整を行い、更に多くの方に参加していただける内容や環境づくりについて検討が必要である。	関係機関と連携し、各事業の周知を行う。 ・健康増進施設「ウェルストーク豊岡」 都度利用者に障害者料金設定（50%割引） ・健康運動教室「はつらつチャレンジ塾」 障害者参加の積極的な受け入れ ・障害者運動体験教室の実施 ・玄さん元気教室 障害者参加の積極的な受け入れについて呼びかけ 体操DVDのリニューアル ・健康ポイント制度
	リハビリテーション体制の充実 (健康増進課)	在宅リハビリ訪問事業（但馬長寿の郷の理学療法士・作業療法士） 障害者手帳のある方：8件（3月末見込み）	脳性まひの在宅療養者について、リハビリや身体評価を継続して実施できるようにする必要がある。	・在宅リハビリ訪問事業（但馬長寿の郷の理学療法士・作業療法士） ・相談支援事業所に、事業のPRをする。
	障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実 (社会福祉課)	・7月：豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議の構成機関に対し、支援の実態調査を実施。 ・9/6：2019年度第1回豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議開催。医療的ケア児者の実態や課題について協議を行った。 ・2/4：2019年度第2回豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議開催。災害時の対応を協議。	医療的ケア児者を取り巻く課題は、医療分野、福祉分野、保育・教育分野など多岐にわたっており、多機関における継続的な協議が必要である。また、様々な分野において、医療的ケア児者を支援するための看護師等のマンパワー不足も課題である。	引き続き、支援連絡会議で関係機関との協議を行い、そこで出てきた課題に対し、各機関の連携を深めるとともに、各機関における課題改善に向けた取り組みを促進していく。
	障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実 (健康増進課)	特になし	特になし	

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針
②精神保健施策の推進				
	理解促進、啓発活動の推進 （社会福祉課）	・ひきこもり支援啓発用パンフレットを市内コンビニエンスストアに設置 ・5月：地域活動支援センターと地元区で交流のある地区民等に対し、看護学生の実習を通じて、地域活動支援センターと地区との交流の経緯や状況、地域住民の思いなどについてヒアリングを実施。 ・11/8:精神障害者の家族会主催の但馬地区精神保健福祉研修会で、地域活動支援センターと交流のある地元区の区長にパネリストとして、交流が始まった経緯や交流状況などについて発表いただいた。他の区や障害者施設にもこのような活動が広がるように、市内の障害者施設や区長に研修会への参加案内のため、家族会からの文書送付に協力した。 ・12/7：地域福祉フォーラムにて、他の障害と合わせ、障害の特徴を紹介するパネル展示を行った。	精神障害者の地域移行がすすめられる中、地域の中には一部偏見を持っている人もあり、精神障害者に対する理解には課題がある。また障害者の支援機関においても当事者と地域を繋いでいくという取り組みがされているところは、少ない状況である。	精神障害者も含めて誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて、様々な機会を通じて精神障害者等も含めた地域づくりの啓発を図っていく。 ・地域に向けては、市広報紙や地域福祉フォーラムなどの機会を通じて啓発を行う。 ・障害者通所事業所には積極的な地域交流を促す。また、事業所内で当事者自身が地域との関わりについて話し合えるような、当事者ミーティングの機会を設けるように事業所に働きかける。 ・市の所管する地域活動支援センターに対しては、スタッフ交流会などの機会を通じて、地域交流への意識啓発を図っていく。
	理解促進、啓発活動の推進 （健康増進課）	・9月の自殺予防週間に合わせて普及啓発 ・3月の自殺予防強化月間に合わせて普及啓発 ・自殺を予防するためのゲートキーパー研修を実施（3回） ・市広報・ポスター掲示（関係機関24か所・学校19か所）・FMジャングル・行政無線・市役所の総合受付にてテロップ掲示で啓発を実施。 ・図書館本館でミニ展示コーナーを設置。「うつ」「睡眠障害」など、関連図書及びパンフレットを展示。 ・地域福祉フォーラム、産業フェアで相談窓口のPR	・精神障害者の理解を深めるために、地域の困っていることや本人の困っていることを一緒に考えていく必要がある。 ・困っている人に気づき、繋げることができるゲートキーパーを増やしていく。	・自殺対策ネットワーク会議を充実する。 ・ゲートキーパー研修を開催する。
	こころの健康づくりの推進 （健康増進課）	・こころのケア相談（2か月に1回実施、6回延べ26件） ・こころの相談室（毎月1回実施、12回延べ28件） ・介護者など家族からの相談 延べ16件 ・こころの相談事業のチラシを作成し、市役所関係機関（63か所）・医療機関（130か所）に設置した。また、ホームページにも掲載している。 ・もしも電話健康相談で、匿名で相談できる電話相談のチラシを作成し、関係機関に配布している。	相談窓口に来ることができない方が、相談できるようにSNSを利用した相談窓口のPRが必要である。	もしも電話相談のPRカードに、県のLINE相談窓口のQRコードを添付する。
	関係機関との連携 （社会福祉課）	・豊岡市障害者自立支援協議会運営会議（相談支援）を毎月開催し、情報提供や意見交換を通し、連携強化やスキルの向上を図っている。 ・豊岡市ひきこもり支援連絡会議担当者会を7回開催し、事例検討などを通じて関係機関で連携して支援にあたっている。 ・各機関が得た研修の機会などは、支援機関の中で情報共有し、利用者の支援に関わる全ての機関において、支援技術が高まるように働きかけた。	・障害者支援においては、相談支援専門員の人材不足があり、ひきこもり支援においても、支援が長期化する中で、連携の継続性とケアマネジメント出来るマンパワーが不足している。	現在、障害者支援において、サービスの申請相談を受ける行政の担当者と相談支援専門員との役割について協議をすすめている。今後も引き続き、利用者にとって安心して地域で過ごすことのできる支援体制を構築していくとともに、支援者がより専門性をもって充実した支援を提供していけるように、有益な研修会情報などを共有していく。
	関係機関との連携 （健康増進課）	・こころの相談事業のチラシを作成し、関係機関への配布 ・医療機関、各健康福祉センター、コミュニティセンターなどに設置 ・相談窓口PRカードを作成し、市内コンビニエンスストアに設置 ・相談窓口PRステッカーを作成し、市内コンビニエンスストアや各健康福祉センター、コミュニティセンター、図書館のトイレに設置 ・地域での健康教育及びゲートキーパー養成研修の実施	・相談している方が自殺することは少ないものの、自殺者は、相談に繋がっていないことが多い。	・相談窓口の普及啓発 ・相談者のうち、治療が必要なケースをスムーズに医療機関に繋ぐ。

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針
		地域移行・地域定着の推進 《拡充》 （社会福祉課）	精神科病棟の長期入院患者で退院意欲のある患者の地域移行は進んだが、今後の地域移行は、多くの課題を抱える患者が対象となっており、更なる支援機関の連携や環境調整が必要になる。また、長期入院の精神障害者の高齢化もすすんでおり、高齢障害者が安心して過ごすことのできる高齢者支援施設の理解促進も課題である。	次年度も健康福祉事務所と連携し、精神科病院の長期入院からの退院促進を図っていくとともに、高齢障害者の支援の充実を図れるように、高年介護課と連携を図っていく。
		地域移行・地域定着の推進 《拡充》 （健康増進課）	・家族関係が希薄になり、家族で支援する事が困難になっているため公共サービスに依存することが多く、サービスの調整が必要である。 ・サービスを利用するための、相談支援事業所が利用者の増加により初回相談の待機が増えている。	・セルフプランの利用促進 ・精神科からの退院にむけた、ケース会議の出席
		③生活支援の充実		
		地域生活支援拠点等の整備 《新規》 （社会福祉課）	地域生活支援拠点の整備にあたり、機能の担い手等に周知・理解を得る必要がある。	機能の担い手になる機関等へ取組みの周知を行い、取組みへの理解や協力を求めている。
		重度の障害のある人、障害のある人の高齢化への対応 （社会福祉課）	医療的ケア児者の保育・教育環境、福祉サービス、災害時対応等に関する協議が必要である。 高齢障害者の日中活動先として障害福祉サービス以外の選択肢が少ない。 高齢者支援施設において、精神障害者支援に対する不安が聞かれることがある。	医療的ケア児者等については、豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議を通じて課題や連携について協議していく。 高齢障害者対応については、高年介護課と連携しながら、利用者が不安なく必要な支援が継続し受けられるように、障害者の相談支援専門員と介護保険のケアマネージャーの連携を深めている。
		重度の障害のある人、障害のある人の高齢化への対応 （高年介護課）	・「家族介護用品支給事業」に係る国の検討状況について情報を収集しつつ、補助金対象外になった場合の本事業のあり方について検討が必要である。 ・身体上等の理由によって理美容院へ行くことが困難な高齢者等が、更に利用していただけるように周知・啓発が必要である。	・「家族介護用品支給事業」については、国の検討状況を注視しつつ、2020年度は現行のとおり実施する。 ・外出困難な高齢者の在宅生活を支援する事業である「訪問理美容サービス事業」については、利用者が更に利用していただけるように、市広報等を活用して周知・啓発に努める。
		障害福祉サービス等の利用促進 （社会福祉課）	特になし	・対象者が自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を適切に利用できるよう、医療機関と連携しながら制度の周知に努める。 ・補装具を必要とする身体障害者（児）へ補装具が障害者総合支援法に基づき、正しく、適切に交付されるよう、手帳交付の際や窓口での相談の際に制度説明を行い周知を図る。また、豊岡市で行われる補装具巡回相談について、市広報に掲載し周知し、身体障害者の負担が少なくすむよう案内する。

施策名 (所管課及び関係団体)		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針
	障害福祉サービスの質の向上 (社会福祉課)	・ 障害者自立支援協議会で事業者間の連携、研修会等以下の取組みを行った。 7/12 「ヘルパー研修会 発達障害のキホン」を開催 9/18 「ヘルパー研修会 知的障害について」を開催	研修を開催して知識の向上や人材育成を図っているが、そもそも人材が不足しているため、今いる人材の維持が研修の目的となっているような状況にあり、質の向上にまでつながっていない。	障害者基幹相談支援センターとともに、障害者自立支援協議会を活用し研修会の開催やサービス事業者間の情報交換の場を検討する。
	地域生活支援事業の推進 (社会福祉課)	・ 「地域生活支援事業実施要綱」にある下記事業を実施 自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活支援用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、訪問入浴サービス、日中一時支援、レクリエーション活動等支援、点字・声の広報等発行事業	特になし	引き続き、「地域生活支援事業実施要綱」に基づき事業を実施する。
	移動、交通手段の充実【(1)-③の再掲】 《拡充》 (都市整備課)	4 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	4 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	4 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載
	移動、交通手段の充実【(1)-③の再掲】 《拡充》 (高年介護課)	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載
	移動、交通手段の充実【(1)-③の再掲】 《拡充》 (社会福祉課)	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	5 ページ「移動、交通手段の充実」に掲載
④家族等介護者の支援				
	福祉サービスなどの利用促進 (社会福祉課)	・ 障害福祉サービス等の概要をまとめた「障害者福祉のしおり」を改訂し、障害者手帳交付時に配布。市ホームページに掲載。 ・ 事前に希望のあった視覚障害者に「議会だより」の録音 CD や「声の広報」を作成し、配布 ・ 聴覚障害者に対し、台風接近時に防災情報 FAX を送信	・ 手帳交付時等に福祉制度の説明をしているが、制度変更があった場合、市広報紙や市ホームページで周知するが、当事者からのアクセスが必要であり、情報が十分に行きわたらない。	・ 「障害福祉のしおり」、ホームページの更新 ・ 声の広報・議会だよりの発行 ・ 録音図書、市広報・議会だよりの録音 CD の発行 ・ 点字図書の発行 ・ 防災情報の FAX・メール配信（不定期、災害時のみ）
	福祉サービスなどの利用促進 (高年介護課)	介護保険制度に基づいたサービスの利用ができるよう、市広報、市ホームページ、出前講座、冊子などにより制度内容の周知を図った。 冊子：「介護保険のしおり」(2,000 部)、「介護保険料のしおり」(29,000 部)、「負担割合証のしおり」(7,000 部)、「みんな笑顔で介護保険 (1,300 部)」を作成した。 ・ 「みんな笑顔で介護保険」介護保険を利用される方へ窓口等での説明 ・ 「介護保険のしおり」65 歳になられた方が対象 ・ 「介護保険料のしおり」介護保険料を納めていただいている 65 歳以上の方が対象	介護に携わる家族等の心身の負担の軽減を図るため、必要な介護サービスが、必要な時に受けられるよう情報提供を行うことが必要である。	2020 年度は老人福祉計画・第 7 期介護保険事業計画が最終年度になることから、引き続き、介護保険制度・老人福祉施策等の周知を図る。

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の実施方針
		家族等介護者の こころのケア （社会福祉課）		
		・家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族会の活動を支援。 9/26 但馬地区こころの病家族教室や 11/8 精神保健福祉研修会の後援、周知協力。 自発的活動支援事業を豊岡市精神障害者家族連合会に委託し、精神障害者やその家族が悩みを共有したり、情報交換を行える交流活動（毎月実施）を支援。 ・必要な方に、こころのケア相談やこころの相談室、ひきこもり相談、各種障害者相談などを適宜紹介。 ・障害者当事者と家族がお互いに健やかに過ごせるように、必要な対象者に短期入所などのサービスの情報提供を行った。	各障害者相談員による定例相談が相談機会として認知され、有効に活用されるための検討が必要である。	家族同士の悩みや不安を共有し緩和できるように、家族会が有効に活用されるよう活動を支援していくとともに、必要な人に相談機会などを適時紹介していく。
		家族等介護者の こころのケア （高年介護課）		
		・認知症の方やその家族を支援するために、家族介護支援事業（家族介護教室・家族介護者交流事業）を実施した。 （2020 年 1 月末現在 家族介護支援事業：41 回、201 人参加） ・認知症家族介護者だけでなく、介護保険関連事業所等への周知や市広報の掲載を行い、「認知症家族介護教室」への参加を広く呼びかけ、参加しやすい環境づくりを行った。 また、認知症家族介護者が、より参加しやすい場所で事業実施を行った。 （市広報 2019 年 9 月号：認知症家族介護教室） （2020 年 1 月末現在 認知症家族介護教室：2 回、39 人参加） ・「若年性認知症の人と家族のつどい」を引き続き実施するとともに、認知症カフェの開催についても、周知・啓発を行った。 また、今年度、城崎地域で2カ所の「認知症カフェ」が立ち上がり、その立ち上げ支援や運営支援を行った。 （若年性認知症の人と家族のつどい：10 回、141 人参加） （認知症カフェ（市内8カ所）：74 回、390 人参加） （市広報 2019 年 10 月号：認知症カフェ） ・市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックに、「家族介護支援事業」、「認知症」についての項目を掲載し、周知・啓発を行った。	・介護に携わる家族等の心身の負担の軽減を図るため、「家族介護支援事業」に更に参加しやすい環境づくりが必要である。 ・「若年性認知症の人と家族のつどい」では、新規参加者が少なく、新規参加者が増加するような働きかけが必要である。 ・若年性認知症当事者の思いを共有する場がまだ少ないため、当事者同士の情報交換ができる認知症カフェ等の居場所づくりが必要である。	・認知症の方やその家族を支援するために、参加しやすい環境づくりに努めるとともに、2020 年度も家族会議支援事業（家族介護教室・家族介護者交流事業）を実施する。 ・「若年性認知症の人と家族のつどい」では、新規参加者が増加するような働きかけを検討するとともに、周知・啓発に努める。 ・関係機関と協働し、家族介護者の会または認知症カフェを全圏域に整備できるように、立ち上げ支援及び運営支援に努める。
		家族等介護者の こころのケア （健康増進課）		
		・「こころのケア相談」 精神科医師による定例相談 2 か月に 1 回 （3 月末見込み 6 回 26 人） ・「こころの相談室」 臨床心理士及び保健師による定例相談 毎月 1 回 （3 月末見込み 12 回 28 人） ・介護者など家族からの相談 （延べ 16 件）	・相談支援事業所からの相談件数が少ない。相談支援事業所にも周知し、介護者の身体的・精神的負担による、ストレスの相談にも対応する必要がある。	相談支援事業所や施設に、気になる家族を相談窓口につなぐよう、ゲートキーパーをしての役割を認識してもらう機会を持つ。
		放課後等の居場所の確保 （社会福祉課）		
		・2020 年 1 月末現在 放課後等デイサービス支給決定者 218 名 日中一時支援支給決定者 33 名 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、日中一時支援事業など、相談支援事業所において、それぞれの利用者に合わせた計画が作成され、放課後等デイサービスや日中一時支援事業へつなぐことで、居場所の確保に努めた。	特になし	・引き続き、関係機関と連携し、障害児の居場所の確保に努める。 ・相談支援事業所と連携し、個々の特性や生活状況に応じた支援について調整する。

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針
	放課後等の居場所の確保 （こども育成課）	介護や病人の看護を理由として、年度当初に保育所・認定こども園の入所申込みがあった場合は、入所調整し、できるだけ保育所・認定こども園に入所できるよう調整した。年度途中で同様の理由で短期間の保育所・認定こども園利用の希望があった場合は、一時保育の利用案内をしている。 同様の理由により、放課後児童クラブの利用申し込みがあった場合も、利用できるよう調整を行っている。 家族の看護を理由とした利用者（1月1日現在） 保育所・認定こども園・・・11名 放課後児童クラブ・・・3名	待機児童が発生している状況であるため、介護・看護に係る家庭の児童の受け入れが困難な場合がある。	介護・看護に携わる家族等の心身負担軽減のため、家族の病気や病人等の看病が必要なときは、児童の保育所や放課後児童クラブ等への入所調整に努める。
(5)「安全で安心して暮らせる」まちづくり				
	①福祉のまちづくり			
	だれにもやさしいまちづくりの推進 （社会福祉協議会）	・行政区において、話し合いの場（見守り会議、福祉委員会等）づくりをすすめている。地域の中で困りごとを抱えた方の情報共有を行い、見守りの方法や地域でできる助け合いの検討、専門機関へつなぐことを目的に、地域への働きかけを続けている。 ・障害者基幹相談支援センター等で関わる個別ケースにおいて、地域支援担当職員と連携して支援をすすめ、民生委員や区長等の地域住民と協働して、困りごとを抱えた障害のある方の見守りや地域の支え合い活動を広げる取り組みをすすめた。	・「障害の問題は知らないこと」「自分からは距離がある問題」と感じている住民も多く、地域の中での話し合いがすまないことや、障害への偏見や間違った認識から、時には地域からの排除へと傾いてしまうこともあり、地域の中でのサポート体制づくりが難しいこともある。障害への理解を広げる学びの機会をつくり、障害のある方が安心して暮らせるまちづくりを働きかけることが必要である。	・個別ケースを通じて、個別支援担当職員と地域支援担当職員が連携し支援をすすめ、障害のある「一人」の理解を地域住民へ働きかけ、地域を基盤とした「一人」を支えるサポート体制をつくる。併せて、障害のある「一人」を支える地域づくりをすすめるため、障害への理解を広げるための話し合いや、学習機会への取り組みを続けていく。
	障害のある人の意見を聞く場の確保 （社会福祉課）	・手話の普及方策を検討するため、豊岡ろうあ協会と意見交換を行った（2回）。	障害のある人との意見交換の機会が少ないため、意見を伺う場を持つ工夫が必要である。	・手話の普及についてはろうあ協会と継続して意見交換を行い、他の事業実施についても必要に応じて意見を聞く場を持つよう努める。
	障害のある人の意見を聞く場の確保 （社会福祉協議会）	・行政区・地区において、誰でも気軽に集える場づくり（ふれあいいきいきサロン）を地域住民と協働してすすめ、同じ地域に住む住民が障害のある方の気持ちを受け止め、支え合いの地域をつくる働きかけを行っている。 ・行政区内の話し合いの場（見守り会議、福祉委員会等）の設置を働きかけ、集いの場を通じて発見した困りごとを抱えた人の見守りや、地域でできる助け合いの検討、専門機関（障害者基幹相談支援センター等）へつないでいくことを目的に地域への働きかけを行った。	・地域の集いの場は、誰もが参加できる場として推進しているが、障害のある方が参加されているところは少ない状況である。多くの地域住民にとって、障害の問題は当事者意識を持ちにくく、自分からは距離がある問題と感じていたり、障害への偏見等から理解を得るためには時間を要する。障害への理解と配慮、地域の中でともに支え合う地域共生社会の実現に向けて個別支援と地域支援を関係機関と連携しすすめることが必要である。	・行政区、地区における話し合いの場において、住民と協働して、障害についての学習機会をつくり、障害の理解を広げ、地域におられる障害のある方が安心して暮らせるまちづくりを、障害者基幹相談支援センター職員と地域支援担当職員が連携してすすめていく。
	地域環境のバリアフリー化の推進 （社会福祉協議会）	・「ゆずりあい駐車場」スペースが、必要な方が必要な時に利用していただけるよう、健常な方は駐車されないよう努めた。 ・障害のある方が来所された際に、スムーズに施設を利用していただけるよう気配り・目配りができるよう職員間での意思統一に努めている。	・差別解消法や合理的配慮の言葉は聞いたことがあっても、まだまだ浸透はしていない現状がある。合理的配慮に関する解釈は個々の判断に委ねられるため、不当な差別的取り扱いではないと感じる場合、十分な配慮を受けられないこともある。ハード面の解消がすすみ、自治体や民間企業も漢字に読み仮名を付ける等、少しずつは取り入れているところも増えてはいるが、まだまだ啓発や広報が不十分な状況にある。	・だれもが安心して快適に暮らすことのできるまち、自由に行動できるまちづくりをめざして、障害者団体等からの意見を取り入れたり、地域住民、事業者、行政、関係機関等が一体となって、障害のある方等一人ひとりを思いやり、支え合うまちづくりを推進する。 ・障害者差別解消法をもとに「合理的配慮」と「障害者理解の促進」を柱として、商店が点字メニュー、筆談ボードを置いたり、スロープや手すりを設置するなど障害に対する理解を広め、誰もが暮らしやすいまちづくりに向け、施策を総合的に推進する体制が必要。 ・地域や学校、企業・事業所等の学習機会において、障害の理解を広げる取り組みを継続する。

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の方針
	地域環境のバリアフリー化の推進 （総務課）	特になし	本庁舎については建設時にバリアフリー化が十分図られているものの、利用実態や状況変化によってはまだ十分とはいえず、今後も改修を重ね補完していく必要がある。	具体的な取り組み方針はないが、市民や職員からの改善要望があれば、内容の精査、実施の適否を検討のうえ、随時改善を図る。
	交通環境のバリアフリー化の推進 （都市整備課）	低床バス（ノンステップバス）の導入補助（5台）	低床バス（ノンステップバス）のデメリットとして、①座席数が少ない②積雪走行に不向きであると運行事業者から伺っており、運行全てを低床バス（ノンステップバス）とすることが難しい状況にある。	低床バス（ノンステップバス）の導入補助（3台）
	交通環境のバリアフリー化の推進 （社会福祉課）	・兵庫県ゆずりあい駐車場利用者交付件数 42件（1月末時点） ・但馬地域地場産業振興センター前のゆずりあい駐車場に関する要望を受け、関係課と調整しゆずりあい駐車場の拡充を行い、年度内に整備を行う予定。	特になし	身体障害者手帳交付の際、兵庫ゆずりあい駐車場利用証の周知を図り利用者の拡大を図る。事業主や施設管理者等へ広報等で幅広く周知を図る。
	住環境のバリアフリー化などの推進 （建築住宅課）	実績なし	特になし	市営住宅の整備にあたり、豊岡市公営住宅等長寿化計画（2019年3月策定）に基づき、居室内の段差解消や玄関先のスロープ設置など、利用者の身体機能に配慮した整備に努める。 また、兵庫県福祉のまちづくり条例に沿ってさらなる住環境のバリアフリー化を推進する。
	住環境のバリアフリー化などの推進 （社会福祉課）	日常生活用具給付事業の住宅改修 2件（段差解消、手すりの設置） 公費負担 322,215円	特になし	引き続き日常生活用具給付事業において実施する。
	住まいの確保 《新規》 （建築住宅課）	実績なし	入居申込者の希望が一部の市営住宅（旧豊岡地域、単身入居可能居室有の住宅等）に集中し、需要と供給が一致せず円滑な住居確保に結びつかない場合がある。	円滑な住まい確保のため、公営住宅の空室活用・空室解消等について検討するとともに福祉等関係部局との連携に努める。 また、兵庫県の「居住支援協議会」に参加し、居住支援法人等の側面的に支援を行う。
	住まいの確保 《新規》 （社会福祉課）	・豊岡市障害者自立支援協議会せいかつ部会「住居について検討するプロジェクトチーム」において、相談支援専門員向けに入居支援の研修会を不動産関係者同席のもと行った。 1回目：2019年6月19日 入居前の支援について 2回目：2019年7月17日 入居の際及び入居後の支援について ・入居支援のしおり（仮）を作成（2020年3月予定） ・入居支援のしおりについて、不動産関係者と意見交換等を行った。 意見交換会：2020年1月17日 入居支援のしおりについて意見交換 入居支援のしおりについて、意見募集を行った。 ・市内事業所にグループホーム新規開設サポート事業補助金2件交付予定 【参考 2018年度】補助金交付1件 340,000円	相談支援専門員だけでなく、不動産関係者や地域など様々な関係者の理解を得ながら取り組む必要がある。	障害のある人が円滑に住まいを確保できるよう入居支援のしおりの活用を推進する。グループホーム新規開設サポート事業を継続実施する。
	情報、サービスのバリアフリー化の推進 （秘書広報課）	15ページ「情報内容、提供方法の充実」に掲載	15ページ「情報内容、提供方法の充実」に掲載	15ページ「情報内容、提供方法の充実」に掲載

施策名 (所管課及び関係団体)		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度 of 取組方針
	情報、サービスのバリアフリー化の推進 (選挙管理委員会)	7月21日執行第25回参議院議員通常選挙において、選挙の案内を点字仕様で5名、音声仕様で14名の希望者に配布した。6箇所の期日前投票所には点字版立候補者名簿を配備し、小型点字盤は6箇所の期日前投票所及び64箇所の当日投票所すべてに設置した。投票所施設は昇降機またはスロープがあり、車椅子利用者が自力で投票所内に行けることを前提としているが、段差が存在する豊岡南中学校には移動式スロープを設置している。	重度の身体障害者及び要介護5の認定者が対象となる郵便投票制度への申請者が減少しているため、制度の周知が必要である。	郵便投票制度については、市ホームページによる周知を続けると共に、市広報紙に特集記事を掲載し、更に周知を行う。
	情報、サービスのバリアフリー化の推進 (社会福祉課)	・声の広報・議会だより発行事業（豊岡市視覚障害者協会へ委託） ・録音図書、市広報・議会だよりの録音CDの発行 ・点字図書の発行 ・視覚障害者の方への送付物には点字テプラを貼り、差出人が社会福祉課であることが分かるようにした。 ・聴覚障害者の方については、FAX・メール等を有効に活用しながら情報提供を行い、情報格差の解消を図った。	特になし	・声の広報・議会だより発行事業（豊岡市視覚障害者協会へ委託） ・録音図書、市広報・議会だよりの録音CDの発行 ・点字図書の発行 ・視覚障害者の方への送付物は差出人を点字テプラで示す ・聴覚障害者の方にはFAX・メール等を有効に活用しながら情報提供を行い、情報格差の解消を図る。
	観光地における他地域から訪れる人への対応 《拡充》 (大交流課)	特になし	・多様な文化や考え方を学ぶ機会の設定 ・宿泊施設や温浴施設のバリアフリー化の推進	多様性を受け入れる土壌や経験などの豊岡のローカルを核に「豊岡市大交流ビジョン」に大交流モデルとして示している「ユニバーサルツーリズム」に取り組む。 ＜期待される効果＞ 市民：市民自身も観光を楽しむ、多様性を受け入れる 多様な訪問者：支障なく観光を楽しむ 広義の観光産業：新たなマーケットの開拓 ※多様な訪問者の多様とは 訪問の目的、属性（年齢、性別、国籍、障害の有無など）を限らない
	観光地における他地域から訪れる人への対応 《拡充》 (社会福祉課)	実績なし	特になし	観光施設等における合理的配慮の啓発方法について検討する。
	②防犯・防災施策の促進			
	災害時要援護者登録制度の推進、充実 (社会福祉課)	・災害時要援護者名簿の情報更新を行い、8月と2月に区に対し情報提供を行った。 ・防災課と連携して「防災と福祉の連携促進モデル事業」の対象地区を下陰区とし、下陰区にて対象者を1名選定し、対象者へ事業内容、個別支援計画等を説明した。	各自治組織で災害時における情報伝達、避難支援などの取組みを進めていくため、個別支援計画未策定の自治組織に対しては、個別支援計画の策定への取組みを支援していく必要がある。 また、個別支援計画策定済の自治組織に対しては、計画の実効性を高める取組みが必要である。	・災害時要援護者名簿の情報を最新とするため、名簿情報を年2回更新する。 ・モデル地区の下陰区で、「防災と福祉の連携促進モデル事業」を実施する。避難訓練に合わせて1名の対象者についても、個別支援計画に基づいた避難行動に取り組み検証を行う。
	災害時安心ファイルの活用 《拡充》 (社会福祉課)	窓口で適宜配付。 障害者福祉のしおり配布時に災害時安心ファイルを紹介している。	災害時安心ファイルについては、障害のある人だけでなく、周囲の方に知っていただくことも重要であるため、市民の方に広く周知・啓発が必要である。	引き続き障害者福祉のしおりに掲載して周知を図るとともに、広く市民の方への周知方法を検討する。 また、災害時の避難部への周知を検討する。

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度の実施方針
	地域防災計画の 推進 （防災課）	障害のある方で災害時に避難行動の援助が必要な方について、地域で避難行動を援助していただけるよう啓発を行っている。 (1)出前講座 実施回数：48 回実施（前年同期：40 回実施） 参加者：2,300 人程度（前年同期：1,697 人） ・出前講座では、講座受講希望区・団体のおかれた状況を加味した講座内容とし、より興味を持ってもらえる内容での講座としている。また複数年継続して出前講座を行っている区も増えており、内容もステップアップしたものとなっている。 ・地域コミュニティ組織での出前講座も増えており、単独区ではできない活動にも取り組みを進めてもらっている。 (2)防災ワークショップ：城崎地域と奈佐地区で実施 ・ワークショップの成果品として、「地域防災活動の手引き」を城崎地域及び奈佐地区に全戸配布した。「手引き」では、各区が避難にあたり課題となる事象を取りまとめており、今後、各区で課題解決に向けた話し合いを進めてもらうようお願いしている。 ・また「どのタイミングで」「どこへ」避難するかなどを記載する「マイ避難カード」も配布し、各家庭での避難行動に関する話し合いを行ってもらうように依頼している。	・出前講座を行っていない区への開催をどのように進めるか、出前講座に参加しない区民へどのように情報提供を行うか、検討が必要である。 ・防災ワークショップでまとめた地域課題の解決のためのフォローアップ。 ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設など）で避難確保計画の作成未了施設への計画作成支援。	災害時に地域で避難の支援する人たち、自主防災組織を対象とした出前講座を積極的に実施し、自助・共助・公助による命と暮らしを守る取り組みについて啓発する。また、災害時に特に支援を要する人たちへの支援が適切に行き渡るよう、地域、障害福祉関係団体等への啓発を行う。
	防犯体制の整備 （生活環境課）	障害者の消費者被害防止の啓発、また被害が起こった時の相談、業者へのあつ旋。 防犯灯、防犯カメラの設置促進。 市民啓発講座(福祉委員対象)：1 回 70 人 市民啓発講座(民生児童委員対象)：1 回 40 人 防犯灯設置補助金：約 1,020 基 防犯カメラ設置補助金：6 基	障害者への相談体制の充実	障害者の消費者被害防止の啓発、また被害が起こった時の相談、業者へのあつ旋。 防犯灯、防犯カメラの設置促進。
	防災情報 F A X など防災情報提供の充実 （防災課）	障害のある方も含めた情報提供として、台風接近時や熱中症警戒等の防災行政無線での放送内容を F A X ・電子メールにより伝達。 出前講座やワークショップ、各種イベント、防災課窓口等とよおか防災ネットのチラシを配布し、登録を依頼。	情報提供が必要な方への登録推奨を行い、登録者を増加させる。	引き続き聴覚障害のある人で、市が行う防災無線の放送が聞き取りにくい人に対して、災害時又はその恐れがある時にその放送内容を F A X ・電子メールで伝達する制度のさらなる充実を図る。 防災情報を携帯電話へ配信する、とよおか防災ネット（携帯メール）への登録を勧奨する。
	防災情報 F A X など防災情報提供の充実 （社会福祉課）	災害時に防災無線で放送される進路情報や避難情報等について、防災 F A X ・メールの登録者へ内容を簡潔にして情報提供を行った。	防災 F A X の新規登録者が少ない。	災害時 聴覚障害者に対し、F A X ・電子メール等において緊急情報等を迅速、正確かつ簡潔に伝えていくため、防災担当課・避難所担当課と密接な連携をとる。 豊岡防災ネット（携帯メール）への登録の勧奨を行う。また、防災 F A X の登録者拡大に努める。
	災害時、緊急時の対応の検討 （社会福祉課）	・希望者に災害時安心ファイルを配布し、事前の備えを周知した。 ・急病時の手話通訳者の派遣について検討を行った。 ・9 月、2 月に豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議において、医療的ケア児の災害時の対応について協議を行った。	災害時における障害特性を踏まえた対応について、関係機関との情報共有を行う必要がある。	引き続き、災害時の情報提供を行うとともに、災害時安心ファイルを配布するなど事前の備えを整える。 関係機関と連携して、災害時の支援体制について検討する。

施策名 （所管課及び関係団体）		令和元(2019)年度の事業実績	事業の課題	令和2(2020)年度取組方針
	福祉避難場所の 充実 （社会福祉課）	・9月、2月に豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議において、医療的ケア児の災害時の対応について協議を行った。	地域防災計画において、福祉避難所は災害発生当初から開設されない。そのため、まずは指定避難所に避難する必要があるが、 ・指定避難所における医療的ケアが必要な人のための小部屋の確保 ・福祉避難所での医療的ケアのスペース確保 ・福祉避難所に設置されている発電機の利用の可能性の確認が課題となる。	災害時支援マニュアルの作成基準について健康増進課と協議を行うとともに、医療的ケアが必要な人が安心して避難できる福祉避難所の確保について、関係部署との調整を図る。
	福祉避難場所の 充実 （防災課）	(1)特養・養護・老健施設長等連絡協議会への協力要請 定例会に参加し、普及啓発を行っている。 ・福祉避難所への避難に関する考え方について ・風水害時における施設利用者の避難確保計画作成について (2)福祉と防災連携促進モデル事業の実施 下陰区の災害時要援護者に対して、福祉専門職を交えた個別支援計画の作成に向けての調整	(1)一般避難所における福祉避難スペース確保の進め方 医療等の支援が必要な方への災害時の対応 (2)福祉と防災連携促進モデル事業の実施 ケアプラン等に要援護者の災害時における避難ルール等が盛り込まれているかチェックを行えるような体制を構築する等、関係者に対して引き続き働きかけを行う必要がある。 災害時における要援護者の個別支援計画の作成にあたり、どこまで福祉専門職等の協力が得られるか。 (3)医療的ケアが必要な方の一般避難所への受け入れが難しい。	引き続き福祉避難所として協力いただける機関、施設との協定締結を進める。 ケアマネージャーなどの福祉関係者と情報共有を行う場を定期的に設定する。 福祉専門職によるケアプラン等の作成時に合わせ、個別支援計画を作成する「介護保険の制度化」の国・県への働きかけを行う。
	地域支援体制の 充実 《拡充》 （防災課）	2019年8月7日時点の要援護者数：385人 個別支援計画策定済みの区・町内会： 82区 個別支援計画策定済みの要援護者： 401人 支援者数： 680人	避難行動要援護者の個別支援計画未策定区のうち、特に要援護者台帳に要援護者登録のある区に対して、個別支援計画の策定を呼びかける必要がある。 個別支援計画から漏れている要援護者の状況確認（要援護者の意思で個別支援計画を作っていないのか、地域の援護者不足等で個別支援計画が作れないのかなど）。	引き続き自主防災組織に対する出前講座や防災ワークショップなどを行う。 自主防災組織実態調査についても毎年実施し、地域での支援体制の把握に努め、優良事例、奏功事例等を積極的に紹介する。 2020年度から災害時要援護者の個別支援計画の策定については健康福祉部の事業となるが、引き続き、災害時要援護者の支援者に加入いただくボランティア保険の保険料を公費で負担する取組みにより、個別支援計画策定率の向上が図られるよう、引継ぎ啓発を行う。
	地域支援体制の 充実 《拡充》 （社会福祉課）	26ページ「災害時要援護者登録制度の推進、充実」に掲載	26ページ「災害時 要援護者登録制度の推進、充実」に掲載	26ページ「災害時要援護者登録制度の推進、充実」に掲載